

令和 2 年 第 3 回

芦北町議会 6 月定例会会議録

開会 令和 2 年 6 月 16 日

閉会 令和 2 年 6 月 19 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

令和2年第3回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
6・16	火	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 請願・陳情等審議 一般質問 （散 会）
17	水	休 会（議事整理）
18	木	休 会（議事整理）
19	金	本会議（開 議） 議案審議 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（6月16日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	3
3 欠席議員氏名	4
4 説明のため出席した者の職氏名	4
5 事務局職員出席者	4
6 開会 開議	14
第1 会議録署名議員の指名	14
第2 会期の決定について	14
第3 諸報告	14
議長諸般の報告	15
行政報告	15
第4 町長の提案理由説明	15
（一括議題＝日程第5から日程第6まで）	
第5 請願第1号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願 について	15
第6 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元 をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書提 出の要請について	15
（一括議題＝日程第7から日程第10まで）	
第7 議案第35号 芦北町総合コミュニティセンター条例の制定について	16
第8 議案第36号 芦北町子どもの広場条例の制定について	16
第9 議案第37号 芦北町公民館条例の一部を改正する条例の制定について	16
第10 議案第38号 芦北町立図書館条例の一部を改正する条例の制定に について	16
第11 一般質問	17
（1）宮内道則議員第1回目一般質問	17
○竹崎町長答弁	18
○福田総務課長答弁	19
○佐竹農林水産課長答弁	20
○松本商工観光課長答弁	20
○川尾企画財政課長答弁	20

(2) 宮内道則議員第2回目一般質問	21
○川尾企画財政課長答弁	23
(3) 宮内道則議員第3回目一般質問	24
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	24
○竹崎町長答弁	25
○福田総務課長答弁	25
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	27
○竹崎町長答弁	27
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	27
○竹崎町長答弁	27
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	28
○竹崎町長答弁	28
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	28
○福田総務課長答弁	29
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	29
○竹崎町長答弁	29
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	30
○福田総務課長答弁	30
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	30
○福田総務課長答弁	30
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	30
○竹崎町長答弁	31
○福田総務課長答弁	31
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	31
○福田総務課長答弁	31
(11) 川尻成美議員第11回目一般質問	31
○福田総務課長答弁	31
(12) 川尻成美議員第12回目一般質問	32
○福田総務課長答弁	32
(13) 川尻成美議員第13回目一般質問	32
○福田総務課長答弁	32
(14) 川尻成美議員第14回目一般質問	33
○福田総務課長答弁	33
(15) 川尻成美議員第15回目一般質問	33

○福田総務課長答弁	33
(16) 川尻成美議員第16回目一般質問	33
○竹崎町長答弁	34
(17) 川尻成美議員第17回目一般質問	34
(1) 藤井公輔議員第1回目一般質問	35
○岩田教育長答弁	35
(2) 藤井公輔議員第2回目一般質問	36
○白坂教育課長答弁	36
(3) 藤井公輔議員第3回目一般質問	37
○白坂教育課長答弁	37
(4) 藤井公輔議員第4回目一般質問	37
○岩田教育長答弁	40
(5) 藤井公輔議員第5回目一般質問	41
○岩田教育長答弁	41
(6) 藤井公輔議員第6回目一般質問	41
(1) 坂本登議員第1回目一般質問	41
○竹崎町長答弁	42
○岩田教育長答弁	43
○福田総務課長答弁	43
○川尾企画財政課長答弁	44
(2) 坂本登議員第2回目一般質問	44
○竹崎町長答弁	45
(3) 坂本登議員第3回目一般質問	45
○福田総務課長答弁	46
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	46
○竹崎町長答弁	47
○岩田教育長答弁	47
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	47
○竹崎町長答弁	48
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	49
○岩田教育長答弁	50
○白坂教育課長答弁	50
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	51
○福田総務課長答弁	51

(8) 坂本登議員第8回目一般質問	52
○竹崎町長答弁	52
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	52
7 川尻成美議員	53
8 散 会	54

第2号(6月19日)

頁

1 議事日程	57
2 出席議員氏名	59
3 欠席議員氏名	59
4 説明のため出席した者の職氏名	59
5 事務局職員出席者	59
6 開会 開議	60
第1 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて	60
令和2年度芦北町一般会計補正予算(第2号)	
第2 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて	62
令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	
第3 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて	65
令和2年度芦北町水道事業会計補正予算(第1号)	
第4 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて	66
芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて	
第5 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて	67
芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	
第6 報告第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について	68
第7 報告第2号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につ いて	69
第8 報告第3号 有限会社御立岬の経営状況の報告について	71
第9 議案第32号 令和2年度芦北町一般会計補正予算(第3号)	72
第10 議案第33号 令和2年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)	79
第11 議案第34号 令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算	

(第 1 号)	80
(一括議題＝日程第12から日程第15まで)	
第12 議案第35号 芦北町総合コミュニティセンター条例の制定について	82
第13 議案第36号 芦北町子どもの広場条例の制定について	82
第14 議案第37号 芦北町公民館条例の一部を改正する条例の制定について	82
第15 議案第38号 芦北町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	82
第16 議案第39号 芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について	86
第17 議案第40号 芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	87
第18 議案第41号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	88
第19 議案第42号 芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	88
第20 議案第43号 芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	89
第21 議案第44号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	90
第22 議案第45号 工事請負契約の変更について	91
第23 議案第46号 建設工事委託に係る協定の変更について	92
第24 議案第47号 和解及び損害賠償額の決定について	93
第25 同意第 1 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	94
(一括議題＝日程第26から日程第27まで)	
第26 請願第 1 号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願について	95
第27 陳情第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書提出の要請について	96
第28 議員派遣の件	99
(一括議題＝日程第29から日程第33まで)	
第29 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	100
第30 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	100
第31 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	100
第32 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出	100
第33 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	100

追加日程

(一括議題＝日程第 1 から日程第 2 まで)

第 1 発議第 2 号 芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について…………… 101

第 2 発議第 3 号 芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について…………… 101

(一括議題＝日程第 3 から日程第 4 まで)

第 3 発議第 4 号 家庭教育支援法の制定を求める意見書について…………… 102

第 4 発議第 5 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について…………… 102

7 閉 会…………… 106

令和2年第3回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年6月16日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定について

第 3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第 4 町長の提案理由説明

（一括議題＝日程第5から日程第6まで）

第 5 請願第 1 号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願
について

第 6 陳情第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元
をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書提
出の要請について

（一括議題＝日程第7から日程第10まで）

第 7 議案第35号 芦北町総合コミュニティセンター条例の制定について

第 8 議案第36号 芦北町子どもの広場条例の制定について

第 9 議案第37号 芦北町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第38号 芦北町立図書館条例の一部を改正する条例の制定につい
て

第11 一般質問

（散 会）

2 出席議員（15人）

1番 藤 井 公 輔 君

4番 坂 本 登 君

6番 寺 本 順 一 君

8番 白 坂 康 浩 君

10番 元 山 秀 志 君

3番 林 田 燿 宏 君

5番 宮 内 道 則 君

7番 古 村 逸 男 君

9番 前 田 徹 一 君

11番 平 松 洋 一 君

12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 宮 尾 秀 行 君

13番 寺 本 修 一 君
15番 草 野 安 道 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	福 田 貴 司 君
企画財政課長	川 尾 敏 浩 君	税 務 課 長	元 山 俊 治 君
住民生活課長	田 渕 耕 一 君	福 祉 課 長	内 田 照 也 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農林水産課長	佐 竹 貴 幸 君
商工観光課長	松 本 俊 造 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	教 育 課 長	白 坂 達 也 君
生涯学習課長	福 井 成 昭 君	コミュニティセンター課長	志 水 哲 治 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	長 崎 十三男 君	次長(課長補佐)	田 代 忍 君
--------	-----------	----------	---------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 令和2年第1回水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 令和2年3月23日（月）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合多目的ホール
議 題 ・水俣芦北広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する
条例の制定について（原案可決）
・水俣芦北広域行政事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改
正する条例の制定について（原案可決）
・令和元年度水俣芦北広域行政事務組合の一般会計補正予算（第3号）
（原案可決）
・令和2年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計予算（原案可決）
- 3 熊本県町村議会議長会第1回理事会
期 日 令和2年5月15日（金）
場 所 熊本県市町村自治会館
内 容 第70回定期総会に基づく国、県等への要望について

令和2年6月16日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

芦町監第8号
令和2年6月9日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行 様

芦北町監査委員 井 川 良 一

芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和2年5月31日

3 検査実施日

令和2年6月9日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	1,877,160,944 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,227,896,570 円
	歳入歳出外現金	47,761,455 円
	計	7,152,818,969 円
水道事業会計		332,553,084 円

令和 2 年第 3 回 芦北町議会定例会請願・陳情文書表

【請 願】

番 号 受理年月日	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
請願第 1 号 R 2 . 5 . 26	芦北町大字 湯浦974-11	一般社団法人 熊本ピュアフォーラム 代表理事 田中 力男	家庭教育支援法の制 定を求める意見書提 出に関する請願	文教厚生 常任委員会

【陳 情】

番 号 受理年月日	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
陳情第 1 号 R 2 . 5 . 18	芦北町大字 湯浦1380-3	松崎 哲郎	教職員定数改善と義 務教育費国庫負担制 度 2 分の 1 復元をは かるための、2021年 度政府予算に係る意 見書提出の要請につ いて	文教厚生 常任委員会

令和2年第3回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	宮内道則	1 新型コロナウイルス感染症対策の現状と課題について	新型コロナウイルス感染症対策については、国や県の施策に加え、第1弾、第2弾、第3弾、そして本定例会には第4弾となる補正予算(案)も提案され、切れ目なく機動的な支援等に取り組まれているところであるが、これらの施策についてはスピード感を持った対応が望まれています。 また、温暖化に起因する自然災害が常態化し、梅雨時期ということもあり、災害対策における避難所運営と感染症対策も喫緊の課題となっています。 そこで町長にお尋ねします。 ① 特別定額給付金の6月5日現在の支給状況と連絡不明者に対する対応はどうなっているか。 ② 減収があつた方を対象としている、農林漁業事業継続支援金、また飲食店応援推進事業補助金の申請状況はどうなっているか。 ③ 災害時の避難所における感染予防対策を、どのように講じるか。	町 長 担当課長
		2 「マガキ」の養殖について	マガキの養殖事業は、これまで町、県の補助を受けながら継続されているところですが、現在もその基盤は盤石とはいえ、これからも支えて	町 長 担当課長

			いかなければならない事業であると考えます。そこで、町長にお尋ねします。 ① 「マガキ」を芦北町の特産品として、ブランド化する考えはないか。 ② 芦北漁協のマガキ作業所の前に浮棧橋を設置する考えはないか。	
		3 県立芦北高校の支援について	少子化による中学校卒業生数の減少に伴う公立高校の再編が進む中、本町においては、県立芦北高校の魅力向上と生徒数確保のため、支援制度を平成28年度に創設し4年が経過しています。制度創設に際しては、生徒・保護者のニーズにあった、きめ細かな支援であり、大いに評価するところであります。しかし、県教育委員会では再編整備計画の課題整理のため、検討組織を設置するとされており、次なる再編が危惧されるところであります。 そこで、町長にお尋ねします。 ① 制度開始からこれまでの支援総額と、入学者の推移はどうなっているか。 ② 支援メニューの中で、特徴的なものは何か。 ③ 今後、どのような支援策を考えているか。	町 長 担当課長
2	川尻成美	1 本町情報公開度のアップについて	去る、4月8日(水)の熊本日日新聞朝刊に「情報公開度最低は芦北町」という見出しで、県内オンブズマンによる	町 長 担当課長

			アンケート調査結果の記事が出ていました。大変がっかりしたわけでありまして、これを見た町民もそういう思いであり、数人の方から尋ねられました。 ① アンケート調査の質問項目と回答について詳細を明らかにしていただきたい。 ② この結果を町長はどう認識しているか。 ③ 情報公開度アップに今後、どう取り組んでいく考えか。	
		2 芦北町公用車の取扱い等について	平成30年度の「財産に関する調書」の物品の区分のうち、公用車について質問します。 ① 公用車の新規購入、または買い替えについて、目安となる規定はどのようになっているか。 ② 公用車使用による、宿泊を伴う出張はあるか。あれば、その場合の規定を明らかにされたい。 ③ 町長等が使用する公用車については、私的な利用が疑われないよう、厳格な運用が求められる。町長車等の利用規定等があれば明らかにされたい。	町 長 担当課長
3	藤井公輔	1 新型コロナウイルスの影響による教育状況について	新型コロナウイルスの影響により、長期間に及び休校を余儀なくされ、その結果、子どもの精神状態や学力の低下が心配される。また、休校により履修時間の確保や授業の代替え等が課題と考える。	町 長 担当課長

			① 小・中学校は6月1日から通常授業が再開されたが、長期的な家庭内自粛により、精神的な理由で登校できない児童生徒はいるか。 ② 夏休みを短縮することが決定しているが、それだけで今年度の履修時間は補えるのか。あるいは、土曜日登校なども含め、他の手段も検討しているのか。 ③ 新型コロナウイルスによる再度の休校要請が出された場合の対策(備え)をどう考えているか。	
4	坂本 登	1 新型コロナウイルス感染症に伴う支援について	① 特別定額給付金の対象となる世帯数及び人数は何人か。また、その内、6月10日現在、申請書受理と支給済みを合わせた状況はどうなっているか。 ② 特別定額給付金は申請しなければ給付されない。申請の仕方が分からず給付金を受けられない町民が出てくる可能性がある。給付金の拒否を申請した人以外の、全ての町民に届くようにする考えはないか。 ③ 特別定額給付金は世帯主の口座、又は申請書に記載された家族の口座に振り込み、若しくは窓口での直接給付となっている。DVなどの事情により、妻や子どもの給付金が自分のものとならず、世帯主が独り占めする可能性がある。町とし	町 長 教 育 長

		て相談窓口を設置し、対応する考えはないか。 ④ 政府による第2次補正予算が閣議決定し、国会で審議中である。自治体に対する地方創生臨時交付金は2兆円の積み増しが予定されている。これまでの町独自の給食費補助事業や水道事業使用料減免などの緊急支援策をさらに拡充し、それぞれの支援を前進させる考えはないか。また、新たな町独自の支援策をどのように考えているか。 ⑤ 政府配布の布マスクや個人のマスクについて、不要な方から寄付を呼びかけ、保育園・小・中学生等、また希望される世帯や町内外の医療・介護施設に届ける考えはないか。	
2	新型コロナウイルス第2波感染防止策について	① 全国で緊急事態宣言が解除されたが、安心することなく第2波に備えた感染防止対策が重要となる。ワクチンと治療薬がない現状で、小・中学校における、安全な教育環境と豊かな学びを保障するためにどのように考えているか。 ② 最新の芦北町防災マップが全戸に配布され、避難所等を掲載し、早めの避難を呼びかけている。大規模災害に備え、指定避難所及び指定緊急避難場所の新型コロナウイルス感染症対策はどうなっているか。	町 長 教 育 長

			③ 芦北町防災計画に新型コロナウイルス感染症対策を付け加える考えはないか。	
		3 緊急事態(新型コロナ・大規模災害等)における町の役割について	① 緊急事態の対策は、国・県の方針どおりに対応するのか、町独自の施策を加えて行うのか。また、緊急事態時に住民の声を十分に反映した施策を行うためには何が必要と考えているか。	町 長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

ただいまから令和2年第3回芦北町議会定例会を開会します。

会議に先立ち、水俣芦北広域行政事務組合に派遣されておりました課長が、派遣終了に伴い、議会に出席しますので、自席よりあいさつを求めます。佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） おはようございます。

4月1日付で農林水産課長を拝命いたしました佐竹でございます。

精一杯務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（宮尾秀行君） 次に、4月1日付で新しい課長が誕生しておりますので、自席よりあいさつを求めます。志水コミュニティセンター課長。

○コミュニティセンター課長（志水哲治君） おはようございます。

この度、4月1日の異動でコミュニティセンター課長を拝命いたしました志水でございます。

微力ではございますが、すべては次代を担う子どもたちのために、誠心誠意、職務を遂行してまいります。議員の皆様方の御指導、よろしくお願い致します。

○議長（宮尾秀行君） これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番 古村君及び8番 白坂君の二人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から6月19日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの4日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（宮尾秀行君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 町長の提案理由説明

○議長（宮尾秀行君） 日程第4、町長の提案理由説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会6月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、ありがとうございました。

令和2年4月7日に発出された緊急事態宣言については、5月25日をもって、全都道府県において解除となりました。幸いにも、現在において水俣保健所管内における感染者は未だ発生しておりませんが、引き続き、感染防止に取り組むとともに、先の臨時会で議決いただきました緊急支援策を優先的な取り組みとして、迅速かつ確実な遂行を積み重ねているところでございます。さらに、梅雨期に入り、今後予想される大雨による避難所運営への影響等もあわせ、決して気を緩めることなく、これまでと同様、万全の体制を講じてまいります。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、令和2年度芦北町一般会計補正予算（第2号）及び特別会計補正予算2件に係る専決処分並びに芦北町国民健康保険条例の一部改正及び芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認5件、一般会計の繰越明許費、繰越計算書並びに有限会社あしきたマリンサービス及び有限会社御立岬の経営状況の報告など3件を提出しております。また、令和2年度芦北町一般会計補正予算（第3号）及び特別会計に係る補正予算2件、さらに芦北町総合コミュニティセンター条例の制定をはじめ、条例の一部改正など10件の、合計13議案、契約・協定の変更2件、損害賠償案件1件と人事案件1件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（宮尾秀行君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

第5 請願第1号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願について

第6 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書提出の要請について

○議長（宮尾秀行君） 日程第5、請願第1号「家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願について」及び日程第6、陳情第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書提出の要請について」は、先の議会運営委員会で一括議題とし、委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号及び陳情第1号は、お手元に配付の付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

委員長においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において報告願います。

-----○-----

第 7 議案第35号 芦北町総合コミュニティセンター条例の制定について

第 8 議案第36号 芦北町子どもの広場条例の制定について

第 9 議案第37号 芦北町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第38号 芦北町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第7、議案第35号「芦北町総合コミュニティセンター条例の制定について」から日程第10、議案第38号「芦北町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし、委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号から議案第38号までは、会議規則第38条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、一括議題の議案説明は省略することに決定しました。

これから一括議題の議案に対し、質疑を行います。

先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がっておりますので、質疑は総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号から議案第38号までの審査につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

委員長においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において報告願います。

—————○—————

第11 一般質問

○議長（宮尾秀行君） 日程第11「一般質問」を行います。

質問通告者は4人です。

通告書は、お手元に配付しております。

質問時間は、従来どおり、補助質問を含めて30分以内に制限します。

それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。

なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、宮内君。

○5番（宮内道則君） おはようございます。

一般質問の前でございすけども、中国の武漢で発生した新型コロナウイルスは、全世界で現在も猛威をふるっていますが、日本におきましてはここにきてようやく収束の兆しが見え始めてきたようでございます。これまで亡くなられた方々に対しまして、心からお悔やみを申し上げますとともに、入院治療中の皆様にもお見舞いを申し上げます。また、過酷な条件の中、昼夜を問わず、働いておられる医療関係従事者の皆様方にも改めまして感謝を申し上げます。

それでは、議長から一般質問のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

さて、私は今回、一般質問の通告書により、3つの質問をいたします。

まず、第1点は、新型コロナウイルス感染症対策の現状と課題についてであります。新型コロナウイルス感染症対策については、国や県の施策に加え、第1弾、第2弾、第3弾、そして本定例会に第4弾となる補正予算案も提案され、切れ目なく機動的な支援等に取り組まれているところでありますが、これらの施策については、スピード感をもった対応が望まれます。また、温暖化に起因する自然災害が常態化

し、梅雨時期ということもあり、災害対策における避難所の運営と感染症対策も喫緊の課題となっています。

また、私は、今回の竹崎町長の一連の素早い対応は、全町民が不安視している中、的を得た政策として高く評価する一人であります。これからもいろいろな難題があるかと思いますが、全町民の安心・安全のために、この難局を乗り切っていただきますようお願いします。

それでは、町長にお尋ねをいたします。①特別定額給付金の6月5日現在の支給状況と、連絡不明者に対する対応はどうなっているか。②減収があった方を対象としている農林漁業事業継続支援金、また飲食店応援推進事業補助金の申請状況はどうなっているか。③災害時の避難所における感染予防対策をどのように講じるか。

次の第2点目は、マガキの養殖についてであります。マガキの養殖事業はこれまで町・県の補助を受けながら継続されておりますが、現在もその基盤は盤石とはいえず、これからも支えていかなければならない事業であると考えます。

そこで、町長にお尋ねします。①マガキを芦北町の特産品としてブランド化する考えはないか。②芦北漁協のカキ小屋の前に浮桟橋の設置をする考えはないか。

次の第3点でございますが、県立芦北高校の支援についてであります。少子化による小中学校卒業者数の減少に伴う公立高校の再編が進む中、本町においては県立芦北高校の魅力向上と生徒数確保のため、支援制度を平成28年度に創設し、4年が経過しています。制度創設に際しては、生徒、保護者のニーズに合ったきめ細かな支援であり、大いに評価するところであります。しかし、県教育委員会では再編整備計画の課題整理のため、検討組織を設置するとされており、次なる再編が危惧されるところであります。

ここで、この再編整備計画については、これまで芦北高校存続のために努力してこられた関係者の皆様並びに支援の決定を決断された竹崎町長に敬意を表したいと思います。今後、さらに町民の皆様の熱意と努力、そして協力の輪が存続の力になるものと確信をしております。

そこで、町長にお尋ねします。①制度開始からこれまでの支援総額と入学者の推移はどうなっているか。②支援メニューの中で特徴的なものは何か。③今後どのような支援策を考えているか。

以上で、私の質問を終了いたしますが、答弁による再質問は自席から申し上げます。

○議長（宮尾秀行君） 宮内君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 宮内議員の質問にお答えいたします。

質問の主題 1 の①特別定額給付金事務については、現在まで大きな混乱や問題もなく、順調に推移しております。

次に、質問の主題 2 の①についてお答えいたします。本町のカキの養殖につきましては、町の水産振興の重要な施策として、平成 22 年度からくまもとオイスターの養殖に取り組み、県、漁協と連携しながら推進しており、現在、成長過程での生存率を高める試験養殖を行っているところですが、安定した出荷には至っていない状況であります。

御質問のマガキにつきましては、平成 24 年度から漁獲が減る冬場の収入源の一つとして取り組まれておりますが、歩留まりが安定しないために、こちらも出荷量の確保が経営上の課題となっており、現時点ではブランド化するための供給体制がまだまだ追いついていない状況であると考えられます。まずは、生産技術の向上を目指し、安定した供給、そして経営ができるような、マガキ産地としての体制づくりが必要でありまして、生産体制が確立されたその上で生産者あるいは漁協としてブランド化への強い取り組みへの意向があれば、町としましても支援してまいりたいと考えております。

次に、質問の主題 3、県立芦北高校の支援については、郡内唯一の高校の存続のために、保護者の負担軽減、学校の魅力向上、生徒のスキルアップ等を目的に支援を行ってまいりました。今後も引き続き、強力に支援してまいりたいと思っております。

なお、残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 福田総務課長。

○総務課長（福田貴司君） 質問の主題 1 の①についてお答えいたします。

特別定額給付金につきましては、先日の全員協議会でも説明いたしましたが、具体的な内容を説明いたします。6 月 5 日現在ということでございましたが、直近の 6 月 12 日現在でお答えします。申請書の受付が 7,068 件、97.8%、給付金の支給は 6,852 件、16 億 2,140 万円、96.4%となっております。また、連絡不明者は現在のところおりません。

次に、③の質問についてお答えします。災害時の避難所は、まず田浦、佐敷、湯浦、大野、吉尾地区に 1 か所ずつ指定している主要 5 か所を開設します。避難所運営につきましては、国から新型コロナウイルス感染症への対応について示されており、本町においても国の方針に基づき、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルを作成しております。避難所においては、マニュアルに基づいた衛生管理として、マスクやアルコール消毒液、体温計などを確保しており、十分な換気の実施と密閉・密集・密接の 3 密を防ぐために、通常よりもスペースを広く確

保し、プライバシーの配慮が必要な場合などは間仕切りを設置します。また、避難者に対しては、受付前に問診、検温を実施し、発熱や息苦しさなどの体調不良の方は、県の専門相談窓口と連絡するとともに、一般避難者との接触を防ぐために避難所内の別室に避難してもらい、専門知識のある保健師とも連携し、対応します。その他の避難所につきましても、主要５カ所と同様に感染症対策を行い、災害の程度や気象状況に応じて、順次、開設します。なお、避難所を運営する職員には、既に説明会を実施しており、対応できる体制を整えております。

さらに、地域の避難所以外にも安全な親戚や知人宅があれば、そこに避難されるよう、広報紙やホームページにより周知を図っております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） 質問の主題１の②につきましてお答えいたします。

農林漁業事業継続支援金につきましては、６月１２日現在で個人農家から２件の申請があっており、うち１件につきましては既に給付も完了いたしております。

次に、質問の主題２の②につきましてお答えします。現在、マガキの荷揚げにつきましては、作業所から５０メートルほど離れたところにある浮棧橋を利用されております。作業所の前へ新たな設置となりますと、護岸と海面との高低差があり、勾配がきつくなるか、距離が長くなり、近くにありますが船上げ施設への船の出し入れに支障を及ぼすことも考えられますので、関係者と協議を行いながら最適な方法を検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 松本商工観光課長。

○商工観光課長（松本俊造君） 質問の主題１の②飲食店応援推進事業補助金についてお答えします。

本補助金は、円滑な支払い等を考慮し、町観光協会に一括して支出をしております。事業内容は、登録した飲食店で１，０００円以上利用した場合に５００円のクーポンを発行する事業となり、５月１８日からスタートし、２４店舗に参加いただいております。１店舗当たり、クーポン５００枚、２５万円分をお渡ししており、６月１２日時点での利用実績は、換金ベースでございますが、７，４８４枚、３７４万２，０００円となっており、クーポンの発行総額が１万２，０００枚分、６００万円となりますので、換金率は６２．４％となっております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 質問の主題３の①についてお答えします。

4年間の支援総額は6,203万円でございます。各年度ごとに申し上げますと、平成28年度が2,112万円、平成29年度が1,334万円、平成30年度が1,219万円、令和元年度が1,538万円となっています。入学者の推移は、制度の本格的アナウンスは平成29年度の入学者から対象となっています。平成29年度からの4年間を見ますと、平成29年度が115名、平成30年度が57名、平成31年度が72名、令和2年度が90名で、4年間の合計が334名となっています。また、本制度前の4年間の合計と比較しますと、48名の増、年平均12名の増となっております。

次に、②の質問についてお答えします。芦北高校総合支援事業補助金交付要綱では、15のメニューを定めていますが、その中で特徴的なものは、教育環境の整備やレベルアップ講座などがあげられます。教育環境の整備については、普通教室へのエアコン設置や電子黒板の設置を補助しています。電子黒板は、町内の小中学校では既に授業で活用がなされておりますが、県内の高等学校では導入が進んでいなかったことから、他の高校に先駆けて令和元年度に導入いたしました。先生方も積極的に活用されており、動画や画像などでの授業展開が図られていることで理解度が向上し、より効果的な授業を受けられるなどのメリットがあります。

また、レベルアップ講座は、授業以外での学力向上及び大学受験、公務員試験対策としてのウェブ学習環境の提供や、国家資格である介護福祉士対策講座の実施、地元小学校との交流授業など、生徒のスキルアップを目的に、学校独自に実施する取り組みを支援しています。

次に、③の質問についてお答えいたします。現在、少子化の影響で管内の中学校の生徒数が減少していることから、管内の生徒の確保とともに、管外からの生徒確保も重要となってまいります。また、令和4年度から「社会に開かれた教育」を目指すこととされる新高等学校学習指導要領が実施されます。これまで生徒のスキルアップに関する支援や経済的支援を実施してきましたが、今後さらに学校の魅力、教育の質を高めるためには、「芦北高校でなければ学べない」学校独自の取り組みを支援していくことが必要であることから、令和2年度からの支援の見直しを行いました。見直しの主なものは、高校と地域や民間企業、大学、行政が連携して、地域の課題解決をテーマに授業を展開する産学官連携などの取り組みへの支援を行うこととしております。

○議長（宮尾秀行君） 宮内君。

○5番（宮内道則君） ありがとうございました。ただいま説明をいただきまして、心から御礼申し上げます。

2回目の質問でございますけども、特別定額給付金の6月12日現在で、申請受

付件数7,068件、97.8%ということで、申請件数ですね、お話いただきました。それから、それに対する給付金の支給ですが、6,852件、率が96.4%ということでございます。支給総額が16億2,140万円、それから連絡の不明者等はないということでございます。ちなみに、全国はですね、これは昨日、一昨日の現在でございましたけども、38.5%の支給状況でございました。よって、芦北町はですね、もう100%近くが既に完了しているということでもあります。本当にスピード感をもって対応された町当局並びに職員の皆様に敬意を表したいと思います。

次の1の②の農林水産課所管の農林漁業事業継続支援金については了解をいたしました。また、同じく商工観光課所管のですね、飲食店応援推進事業補助金につきましては、説明がありましたように、参加店24店舗、町内飲食店で1,000円以上の注文で500円がクーポン券として付いているということですね。私のほうにも各飲食店の方々から、大変感謝の御礼の言葉をいただきました。

さらに、6月10日にはですね、芦北町議会でありますが、全員協議会が開催されまして、新型コロナウイルス感染症に対する第1弾から第4弾までの予算措置に対する国・県・町の事業、それから町単独の事業とあわせて17項の事業説明等がございました。住民福祉の観点からですね、素早い対応であったと考えております。よって、この商工観光課事業につきましても了解をいたしました。

次にですね、1の③でございますが、災害時の避難所における感染予防対策をどのように講じるかということについては、ただいま総務課長から説明がありましたとおり、芦北町の地域の管内、佐敷、田浦、湯浦、大野、吉尾、この5カ所にですね、避難所を開設するというお話でございました。

次に、国が示した避難マニュアルに基づいて実施をします。そして、3密を防ぐために避難所ではスペースを広く確保しながら、プライバシーの配慮や間仕切りを設けて感染を防ぐと、そういった各避難所にはですね、ことでございまして、専門の医療スタッフも配置しながらですね、万全を期して対応するというお話でございました。

また、避難所の職員には、災害があってもですね、即対応できるように、現在は対応を整えているとのお話でもございました。私たち町民はですね、大変心強く思いました。今回の町当局のコロナという、この感染症を防ぐための予防対策がきめ細かに計画されていることに、町民の一人として大変感謝をいたしております。災害はあってはなりませんが、備えあれば憂いなしという言葉もありますように、町民の安心・安全のために万全を期して対応いただきますようお願いをいたします。1の③につきましても、了解をいたしました。

以上で、新型コロナウイルス感染症対策の現状と課題についても終わります。

次に、マガキの養殖についての2回目の質問であります。町長のほうから、生産者にブランド化への強い思いがあればですね、町として応援をしていきたいという考えを示されました。どうか今後とも、ブランド化へ向けた取り組みにつきましてですね、御支援を賜りますようお願い申し上げまして、2の①については終わります。

また、2番の②でございますが、芦北漁協の前にですね、マガキの前にですね、浮棧橋を設置する考えはないかということでございまして、ちょうど漁協の前にですね、棧橋が2カ所ほどありますけども、そこを現在使っているというお話でもございました。現在、一番手前の作業小屋のほうを行きますと、高低差が3、4メートルぐらいございましてですね、非常にお話がありましたように、大潮とかそういうときにはですね、危険が伴うような高低差もございますものですから、是非現場とも十分現地調査をいただきましてですね、国の、あるいは県のそういった、もしも補助事業等のですね、形がございましたら、お取り組みをいただきますようお願いいたしまして、①と②のマガキの養殖についても終わります。

それから、3番目の県立芦北高校の支援についてでございますが、まず県立芦北高校の支援につきましては、町長よりですね、今後も引き続き支援をしていきたいとの温かいお言葉をいただきました。そういうことで①と②につきましては了解をいたしました。

③はですね、産学官の連携による支援等については、どのように今後考えているのか、この1点だけをお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） ただいまの産学官連携の具体的な取り組みについての御質問でございますけども、芦北高校が既に取り組んでいるものの一つに、佐賀大学と連携した環境配慮型農業についての研究活動がございます。これは瀬戸石ダムの底に堆積した泥に含まれる養分が、コメの育成に及ぼす影響に関する研究で、将来、農業への利用価値を生み出し、環境配慮型農業の普及にもつながる可能性があることから、その活動を支援していくものであります。また、これから計画をして取り組んでいこうとしているものの中で、企業との連携を行おうと考えております。旧計石小学校に進出したIT系企業と連携し、情報処理の授業やレベルアップ講座での出前授業など、芦北高校生がITに触れ、学び、スキルを磨く機会を創設し、クリエイティブな人材育成への支援を行うというようなものを検討しているところであります。

○議長（宮尾秀行君） 宮内君。

○5番（宮内道則君） ありがとうございます。

3回目の質問になりますが、ただいま産学官の連携した新しい農業のあり方や、IT企業とのですね、情報処理等が紹介されました。芦北高校生がITに触れ、そして学ぶことで、人材育成の支援になるとの説明もございました。どうかこの最先端技術を使った事業等がですね、この芦北町から発信されて、支援の輪が広がることを御期待申し上げまして、私の質問を終わります。

以上で、私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮尾秀行君） これで、宮内君の質問が終わりました。

次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、2番バッターとして、一般質問をさせていただきます。

まず、今回発生しました新型コロナウイルス感染による被害は、全世界を震撼させる多くの感染が出ました。未だ収束の目途は立っていない状況であります。すべての方々にこの場をお借りしまして、お見舞いを申し上げますとともに、気を許すことなく、うつさない・うつらないの対応を徹していきたいものであります。

こういう中ではありますが、今回の一般質問は2点であります。第一に本町の情報公開度アップについて、2つに芦北町公用車の取扱い等について質問をいたします。

皆様方も新聞紙上で御存じのとおり、去る4月8日水曜日の熊本日新聞朝刊に、「情報公開度最低は芦北町」という見出しで、県内オンブズマンによるアンケート調査結果の記事が出ておりました。執行部の皆さん、議員各位において、どう感じられたでしょうか。私は大変がっかりしたわけでありまして。これを見られた町民はどう感じられたでしょうか。当然、数人の方から伺いがあったわけでありまして。私は以前、広報あしきたに町の交際費、議会の交際費の内容が掲載されていた記憶があったと思いますがということでですね、お答えをしたところであります。

そこで、質問いたします。1点は、このオンブズマンにおけるアンケートの質問の項目を、9項目あるようですが、その項目と回答内容について詳細に示してもらいたいわけでありまして。2点は、この結果を受け、町長はどういう認識をされておられるのか質問をいたします。3点は、情報公開度アップに今後どういう取り組みでいかれる考えか質問をいたします。

次に、第2の質問、芦北町公用車の取扱いであります。毎年、提出されます財産に関する調書、この平成30年度の物品区分のうち、公用車について質問をいたします。乗用車11台、ライトバン11台、軽乗用車18台について、主に質問をいたします。1点は、公用車の新規購入、または買い替えについて、目安となる規定

はどうなっているのかであります。2点は、公用車使用による宿泊を伴う出張はあるのか。あれば、その場合の規定を明らかにされたい。3点は、町長等が使用される公用車については、私的な利用が疑われないよう厳格な運用が求められます。町長車等の利用規定があれば明らかにされたいのであります。

以上、2つの問題について質問しましたが、2つとも町民から私に尋ねられた案件であります。私自身も日頃から思っていた問題でもありますので、町長自身、誠意ある答弁を求めて、登壇しての質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の質問の主題1の②についてお答えいたします。

今回のアンケートの結果については、芦北町情報公開条例に基づいて回答しているところではありますが、情報公開を請求する側の立場で採点をしてあるように考えております。

なお、残りのお尋ねにつきましては、具体的になりますので、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 福田総務課長。

○総務課長（福田貴司君） 質問の主題1の①についてお答えします。

アンケートの内容は、質問事項が9項目あり、1、公開対象情報の決裁、供覧の要件、2、首長及び自治体の交際費の病気見舞い相手先個人名、3、香典等の相手先個人名、4、請求人の制限、5、コピー代、6、交際費のホームページでの公開、7、公文書管理条例の制定、8、請求方法、9、議会議事録等のホームページでの閲覧についてでありました。

採点の内容につきましては、採点の9項目中6項目が採点をされておりませんでした。しかしながら、これまでと同様に芦北町情報公開条例に基づいた運用を行っておりますので、本町の情報公開制度の運用は現時点では特に問題はないと考えております。

内容について、詳しく御説明いたします。1番目です。公開対象情報の決裁、供覧の要件について、開示請求があった場合は、請求者や開示内容について審査し、情報公開の決定を行うにあたっては、当然、決裁が必要と考え、「はい」と答えたところですが、10点中0点とされました。しかしながら、情報の公開は決裁が必要と考えておりますので、回答は適当であったと考えております。

次に、2番目の首長及び自治体の交際費の病気見舞い相手先個人名及び3番目の香典等の相手先個人名の公表については、個人情報保護やプライバシーを守ることが重要であるという認識から非公開と回答しましたが、16点中0点とされまし

た。

次に、4番目の請求人の制限については、本町では町民または町に関係のある方などを対象としていると回答したところ、18点中10点とされました。これは芦北町情報公開条例に基づき回答したものです。

次に、5番目のコピー代につきましては、A4サイズ1枚が10円と回答したところ、点数は12点中6点とされました。町としましては、請求者がコピー代実費相当の負担をする必要があると考えております。

次に、6番目の交際費のホームページの公開についてですが、町交際費を公開として回答したところ、12点中3点とされました。このほか議会交際費も項目として上がっておりましたが、非公開のため0点とされました。

次に、7番目の公文書管理条例の制定については、制定なしと回答したところ、10点中0点とされました。この条例は、法律において努力義務とされており、本町としましては、芦北町文書規定を制定していることから、条例の制定は必要ないと考えているところです。

次に、8番目の請求方法についてですが、FAX、Eメールで情報公開請求ができるかどうかについては、本町の情報公開条例では町民または町に関係のある方を請求者としており、FAXやEメールでは本人確認ができないことから、どちらも請求できないと回答したところ、10点中0点とされました。

最後に、9番目の議会議事録等のホームページでの閲覧ですが、本会議の議事録及び常任委員会の議事録の閲覧は、どちらもできないと回答したところ、12点中0点とされました。

以上の結果から、100点中19点とされたところでございます。

次に、③の質問についてお答えします。情報公開については、これまで芦北町情報公開条例に基づき対応してきましたが、条例の制定から年数も約15年経過していることから、その内容を精査し検討したいと考えております。

次に、質問の主題の2の①についてお答えします。公用車の買替えに係る規定はありませんが、安全性を確保するため、走行距離が概ね15万キロメートルから20万キロメートルを更新の目安としております。リース車は5年リースで契約後、3年リースまたは5年リースで契約を更新し、車両の状態が良い場合はさらに3年リース、または単年の再リースで契約を更新しており、概ね10年程度で新しい車両に更新しております。

次に、②の質問についてお答えします。宿泊を伴う出張はあります。なお、宿泊を伴う出張については、芦北町職員の旅費に関する条例を適用しております。

次に、③の質問についてお答えします。公用車の利用規定はありませんが、適切

に運用しております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、情報公開のほうからいきますと、総括的にアンケート調査に対して答えて、そして今やっている情報公開度の内容としては、適正ということがいいのかはちょっとわかりませんが、そういう状況でやっているから別にいいようなことを言われましたけども、ああいう新聞でですね、されますと、びっくりしたと私も言いましたけども、町長、どんな感じで、反論とかは何もなかったですかね。いかがですか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 質問の設定については、こんなものだろうというふうに思いました。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） こんなものだろうといいますが、しかしながら、西日本新聞にですね、5月19日ですけども、45市町村ずらっと載ったのは御存じだと思います。これを見ますと、やはり何がどうあるべきかというのを感じられませんでしたでしょうか。先ほど、総務課長がこの情報公開条例には非常にいろいろ苦言を呈した一人でありますし、これもずっと見てみましたが、なかなかこれを開示請求するのは非常に難しい無理難題のような感じがいたしますし、そこに点数をずっと付けられたということに対して、何らかの措置を取るというのは当たり前のことじゃないかなというふうに思ったんですけども、今の答弁で非常にまたがっかりしたんですけども、要するに私は情報公開どうのこうのよりも、町民が知る権利というのは、当然、役所としてすべきことということの観点から、こういう質問をしたわけであります。これはやっぱり町民は知りたいわけですよね。税金も払っている、どうしてこれはどう使われているのかというのは当たり前のことです。これが一番謙虚に考えれば、やっぱり公開度のアップにつなげていかなければいけないというふうに思うんですけども、詳細になります。今、9項目の中で、改善の余地というのはありますか。今、情報公開条例をちょっと変えてみようというようなことの答弁でしたけども、この9項目を改善したいという気持ちはありますか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この内容につきましてはですね、精査するようにはもう既に言っております。また、これまでですね、熊本県の市町村で最下位になったところが結構あります。そこの首長に尋ねると、ああそうかで、もう全部終わっています。しかしながらですね、このことが町民の不利益等にですね、直結するようであれば

ですが、未だこのことによって大変迷惑を被ったとか損したとかですね、そういう利害得失に関するお尋ねはゼロでありますし、年間を通して情報公開条例制定しまして、1年間のその情報公開の開示請求はですね、ほとんどありません。ですから、そういうことも総合的にですね、勘案して、ああこんなものだろうと、あの設定の質問についてはこんなものだろうと、もっと詳細にですね、やるとたくさんあるんですよ。うち独自のですね、公開の方法もありますけども、設問の中に入らないものですから、そういうことでありますので、そのへんも総合的に川尻議員、勘案してですね、いただければと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） はっきり言って、情報公開条例のもとで開示請求をするというのはないということで、前例もあまりないと思います。それは難しすぎるからです。そして、オンブズマンはそれを仕事として、やっぱり改善がされるのを一番望んでオンブズマンはこうした感じで調査をするわけであって、私もこの情報公開条例の中で5条の本町に在住している人しか請求はできないということでありまして、何人ものということはいかななものだろうかということも言った記憶もございますし、この点なんかをやっぱり今後改善すべきというふうに思っております。あまり早めに結論付けてはいけませんけども、そういうことが一番、公開の誰でも知る権利、町民以外にも知る権利というのは必要になるんじゃないかというふうに思います。

町長のちょっと言い方はわかりますけども、やはり町民の立場を考えて、もっと謙虚に答弁していただければなというふうに思いましたが、もう、ならば9項目はそのまま行くという形で理解していいですか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 私の思いを、誠意をもってお答えしているつもりです。このもう繰り返しになりますけども、この質問の設定内容では、この回答しかできない。情報公開条例に基づいて回答しとるわけですので、ですから情報公開条例をですね、もっと緻密にこれを改正していくとかいうことになればですね、また変わってくるかと思いますが、そういうことも含めまして、これが公表されたのと瞬発を入れずですね、中身を精査するよにということ。議員がおっしゃったようなこともですね、職員もある程度、自覚しておりますので、15年も制定から経過しておりますから、それらも含めまして総括的にですね、今の時代に沿うような形にしたかどうかという、今、姿勢でおるところであります。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、年に1回ですかね、公開してあるんですかね。その有無をちょっと聞かせていただきたいと思います。広報あしきたに、町交際費、

議会交際費が載っていると思いますけども、今日、資料を持ってこなかったんですが、どういう形で載っていますかね。

○議長（宮尾秀行君） 福田総務課長。

○総務課長（福田貴司君） 町交際費につきましては、毎年、広報紙の6月号でお知らせしているところです。掲載をしております。また、議会の交際費につきましては、議会だよりのほうで編集され、公表されているというふうに承知しております。

以上でございます。

中身ということでございますと、町交際費の公表につきましては、紙面でこのような形で確保しております。そのような中で、町交際費としまして支出しました特産品、香典、会費など網羅したところで、金額と件数、主な支出内容について記載し、町民の方に理解できるような形で公表しております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私もそれを見て、町民にもそう答えたんですけども、このオンブズマンの調査によりますと、やっぱり病気見舞いの相手先を記載することとか、香典の支出に対する誰々とか、そういうのまですると点数が上がるというような形であつたろうというふうに思います。先ほど言いましたように、交際費が高いという例年、予算の削除、修正はあるわけでありましてけども、そういう観点からもやっぱり町民に明確に、その交際費においてはもっと具体的に書いていただければ、記載していただければですね、いいのではないかなというふうに思いますが、改善の余地はどんなですかね。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。今の修正があるというような発言でしたが、修正をなさいというような話があるということでしょう。そこをちょっと後で書き換えとってください。修正自体はないわけですので、3月議会のときに修正した方がいいというような話があるということでしょう。

はい。それでは、答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この公表される内容につきましてはですね、自治体間の競争じゃないわけなんですね。ランクを上げるとかないとかじゃなくて、高いところも、じゃあ実際はどうなのかということになります。別の切り口から見ますと、そうでもない部分も結構あると思いますので、そういうことで御理解いただいておりますし、なお詳細につきましてはですね、町の監査委員の方から、もうすべて監査をしていただいておりますので、その中から個人情報の問題とか、あるいは香典につきましてもですね、やはり公的に貢献度の高い方、実績の高い方、あるいはそれまでに及ばない方につきましては、香典の中身の多い少ないも決まってくるわ

けでありまして、そういうことを一様に公開することはいかななものかということでありまして、病気見舞いにつきましても、人間、病気のことはですね、あまり知られたくないわけでありまして、このことによって町民のですね、一部の近い方しか知らなかったことが、全町民が知ることにわけであります。そうなりますと、極めてプライバシーの問題に大きな課題を残すということになるわけでありまして、症状のその軽重によりましてですね、やはり深刻な場合もあるということでありまして、そこは定数的なもの、あるいは支出目的につきましては、総務課で適切に判断して、そしてその結果は監査委員がきちんと監査をしておるということでありまして、御理解をいただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 項目をちょっと変えますけども、公文書管理条例の制定はしてないというふうに思いますけども、これはやっぱり国会でも公文書の管理等はいろいろあったようでありますけども、この条例の必要性をどう考えておられますか。

○議長（宮尾秀行君） 福田総務課長。

○総務課長（福田貴司君） 先ほどお答えしましたとおり、この条例につきましては現在のところ、努力義務とされておりまして、本町ではそれに見合う芦北町文書規定を制定し、それで運用しておりますので、現在のところ、条例の制定は必要ないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） その文書規定はどんなに見ればいいんですかね。資料要求すれば見られますか、ネットでは見れないんでしょう。どんなですか。

○議長（宮尾秀行君） 福田総務課長。

○総務課長（福田貴司君） 例規集の中に入っているかどうかは、ちょっとここでは手持ちがありませんので、確認できていないところですけども、規定はありますので、必要があれば、議長を通し請求いただければ出せる規定でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今、例規集も加除するのにいろいろあるから、今対応されていたのがもう我々の手元には対応すればあるんですけども、実際、ネットでしか見られないようになっております。こういうのもちょっと不便だなというふうに私も感じておりますので、この情報化時代にですね、やはり見られるようにするのは、もう時代の流れに乗っていないという形にも思いますし、その点を今後、執行部として、いかにこの情報時代にいちいち役場に来て閲覧とかせずにも見られる状況をつくる、これの点数云々じゃなくしてですね、そこをやっぱり善処してもらわなけ

れば、私が言う一番の人の、町民が知る権利という一番の着眼点の中ですね、善処してもらいたいというふうに思いますが、情報公開、最後にしますけれども。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 御提言として受け止めさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 福田総務課長。

○総務課長（福田貴司君） 先ほど、文書規定につきましては、ネットで見れるかという類の質問がありましたけど、今確認しましたところ、ネットでも見れる環境を整えております。失礼しました。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今の答弁が町民の方にどう受けたのかは後のことで、私も精査してみたいというふうに思います。

次に、公用車のことでございますけども、財産に係る調書、土地からいろいろずっとしてありますし、一覧表もありますけども、乗用車11台、ライトバン11台、軽乗用車19台ということで、前年度比が出ておりますけども、軽自動車だけが1台減になっていますね。18台に今なっております。あとは一緒なんですけども、買い替えの目安として15万キロ、あるいは5年、3年、そして1年、10年を目途にしてあるということですけども、今の車は非常に性能がいいということでありましてですね、そう故障もしないんですけども、一番軽乗用車のほうが利用が非常に便利、町内で移動するなら一番便利のような感じがいたしまして、台数も多いですけども、課で何台というのは、別に定めていないんですかね。いかがですか。

○議長（宮尾秀行君） 福田総務課長。

○総務課長（福田貴司君） 公用車の運用につきましては、やはりその各課それぞれ必要性がありまして、その必要な台数に応じて配車しておりますので、課に何台必要という規定は今のところ持ち合わせておりません。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） ライトバン等については、お互い課でやり取りしながら、これはしていくとか、そういう形で利用はしてあるんですかね。そうですかね。

○議長（宮尾秀行君） 福田総務課長。

○総務課長（福田貴司君） 公用車につきましては、総務課で集中管理しているものがあります。また、各課で管理しているものがあります。できるだけ出張する、外に出かけるときには公用車使用と規定しておりますので、そういう効率的なですね、公用車の運用について集中管理の場合には適正に予約を入れるなど、あるいはお互い譲り合うなどして公用車をうまく使って、安全に用務が済ませるように心がけております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 事故がないように、安全にやってもらいたいというふうに思います。

また、②で、出張ではありますということで、その出張でもう遅くなりましたけども、近々ですかね、去年か一昨年ですかね、何か耳にした噂がありますし、家庭の方も同行して事故を起こしたというようなことも聞いておりましたけども、それはそれとして、やっぱり厳格な出張の規定等、今後やっぱりつくるといふ形。今、出張はいろいろ運行経路ですか、そういうのもあると思いますけども、そういうのは定めてないんですか。どこに出張で、途中どうやってとかそういうのは。勤務災害もありますので。

○議長（宮尾秀行君） 福田総務課長。

○総務課長（福田貴司君） そういった、今御質問の宿泊の出張を伴う場合には、まず職務命令で出張は行いますので、出張の決裁を取る必要があります。その決裁の過程で行程を出しまして、その行程が適正な行程であるか、効果的な公用車の使用であるか、あるいはほかの交通機関の利用であるとか、財政も含めまして総務係でもチェックをしまして、効率のいい出張の命令を出すように心がけておりますので、宿泊を伴う出張につきましては、慎重に決裁の折に確認して出張命令を出しているところでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 問題がないように祈っております。

そして、次に公用車の中で町長車、要するに今、乗用車のプリウスも使っておられるようであります。そういう中で、やはり激務の中で運転手も付けられてやっておられるわけでもありますけども、厳格な規定というのは必要になるんじゃないかというふうに言ったというふうに思いますけども、もう一度ちょっと町長車等においてはどんな規定があるんですかね。

○議長（宮尾秀行君） 福田総務課長。

○総務課長（福田貴司君） 先ほど答弁しました③のところの答弁を繰り返させていただきます。公用車の利用規定は、現在のところありませんけれども、適切に総務課のほうでですね、管理しておるところでございます。また、町長車の管理につきましても、総務課のほうで運行を確認し、町長を安全に用務を務めていただくことを主眼において対処しておりますので、今のところ、私としましては適切に運用していると自覚しております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 何が公務なのか、私的なのかというのが、今度入ってきますけども、その点はどういうのが公務に該当して、どういうのが公務に該当しないという、それは明確にしてあるんですかね。

○議長（宮尾秀行君） 福田総務課長。

○総務課長（福田貴司君） 私も首長が行う公務とはどのようなものかということで、自分なりに調べてみましたところ、非常に町長、多忙な用務をお務めいただいております。なかなか公務と、そのほかの用務をですね、判断するのは難しゅうございます。ほかのところにも聞いてみましても、なかなか町長は多岐にわたり用務を務められておりますので、難しいところがございますので、公務とその前後の用務、広く勘案しまして、とにかく町長を安全にお届けすることを主眼において運用しております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 何か重箱の隅をつつくようなことじゃ、私はありませんで、直接これは疑問に頭をひねるような形も実際見ておりますが、具体的に要するに町長はマンドリンクラブとか入っておられて、そこに公用車で来られた、そして運転手もずっと待っておられたということであるならば、それも公務ですかね。いかがですか。

○議長（宮尾秀行君） 福田総務課長。

○総務課長（福田貴司君） 町長の送迎につきましてでございますけれども、御質問があった件につきましては、町長を公務の後、今御質問がありました場所まで送り届けたことはございますが、その後はですね、有志の方の運転などにより帰宅されておりますので、町長を送り届けましたのは会場まででございます。ということで、町長もその点、非常に御理解ありまして、公用車の運用につきましては、もうそこまでだという認識で、私たちもそこまでということを理解しながら、町長車の運用につきましては努めているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 現に、私も毎日、自宅からの通勤経路で、女島のゆめもやいを通りますし、水・金やったですかね、一生懸命、皆さんも人員も多くなって、非常に活発にやっておられますし、町長も力を入れて指揮者もされた経験もございまして、そのとき、はっきり言って、私もあらっというふうな感じをして、そしてマンドリンの会員の方からもそういうのを聞いた経緯がございまして、あと任意の何とかの会というところの会合、アルコールが入る会合にも来て、運転手の方もずっと遅くまで待っておられたという黙認をしておりますけども、そこはもう終わったことで、どうのこうのは言いませんけども、聞いたところによりますと、この頃、

町長も軽で何か移動されるというようなことも聞いておりますけども、今後やっぱり町民の目とかは非常に鋭いものがありますし、そういうことについて、町長、どういうお考えでられますか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 運用につきましては、総務課の判断にすべて委ねております。

それに基づきまして、私は行動をしておるということであります。町民のひんしゅくをかわないようにすることはですね、川尻議員も私もですね、同じ地方政治の中にいる立場でございますので、今いただいた言葉はそのまま川尻議員にもお返しをいたしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 有難い言葉でございます。

それはそれでいいんですけども、やはり運転をされる方は残業代というのも付きますので、今後は多分ないだろうと確信をしておりますので、そういうことになろうかというふうに思います。言えばですね、ああじゃない、こうじゃないということになりますので、これぐらいでやめますけども、要するにある程度の公務と私用というのは、きっちり区分けするという、そういうのも今後必要になろうかと思えます。町長は、総務課が全部管理しているからという形でありますけども、それなりのやはり町長としての何といたしますか、配慮といたしますか、そういうのも今後やっていただけるものというふうに思います。

時間がもうなくなってきましたけども、最後にですね、昨今、やっぱり町民の人の声を伝えますと、竹崎町政、長期政権になっておるということで、いろいろとやっぱり・・・・・・とかあるようなことも耳に。

○議長（宮尾秀行君） 川尻議員。その・・とかいうこととか、町民の話とかは、この場では不適切だと思います。

○12番（川尻成美君） はい。そういう声もあります。私自身もそういうふうを感じておりますので、それを申し上げ、終わりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） これで、川尻君の質問が終わりました。

ここで15分間ほど休憩をいたします。議場の時計で35分から再開をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時19分

再開 午前11時32分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 全員お揃いですので、少し早いですが、休憩前に引き続き会議

を開きます。

一般質問を再開します。藤井君。

○1番（藤井公輔君） 一般質問の機会をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

その前に、役場職員の方々におかれましては、新型コロナウイルスへの対応にあたり、残業や休日出勤など、大変御苦労されていることは町民の知るところであります。町職員皆様に改めて敬意を表し、感謝申し上げます。今後も町民のため、無理をされず業務に従事していただければと思います。そういう事情を踏まえ、職員の皆様の負担を考慮し、ほかにも質問したいことがございましたけれども、今回は1項目に絞って質問させていただきます。

私は、子育て世代の代表として、また私自身、現在子育てをしている唯一の議員であるということ、加えて国づくり、地域づくりの根幹は教育にあると考えており、教育なくして発展なしという認識のもと、一般質問では毎回、教育や子育て政策について質問をしてまいりました。教育政策は、私の議員活動の最重要テーマでもあります。したがって、今回も教育問題について質問いたします。

政府は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、3月2日から全国の小中学校、高校、特別支援学校に対し、全国一斉の休校を要請いたしました。本町も政府の要請にしたがい、町内の全小中学校を臨時休校とされました。4月8日から一時的に学校が再開されましたが、4月14日から再度休校となり、ようやく6月1日から通常のエ育活動が再開されたわけであります。3月から計算しますと、通算30日以上エ休校となったわけであります。外出を控えるよう要請されている中での休校となったため、自宅から出られない、また公共の施設も閉鎖という状況であり、子どもたちにとりましては大変不憫な生活を余儀なくされたわけであります。このような長期間エ休校により、さまざまな課題や懸念事項があると推察いたします。

そこで質問いたします。①長期的な家庭内自粛により精神的な理由で登校できない児童生徒はいるのか。②夏休みを短縮することが決定していますが、それだけで今年度の履修時間は補えるのか。あるいは、土曜日登校なども含め、ほかの手段も検討されているのか。③新型コロナウイルスによる再度エ休校要請が出された場合の対策、備えをどう考えているのか。以上、3点について質問いたします。

演壇からの質問はこれで終了し、再質問は質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 藤井議員の質問の①についてお答えいたします。長期にわた

った臨時休業後、6月1日から学校の教育活動が正式に再開されました。6月1日以降、登校できない、あるいは欠席の傾向がある児童生徒は、小学生1名、中学生1名で、合計2名おります。なお、現在は担任や不登校対策支援員等のアプローチにより徐々に改善の傾向がみられております。

次に、②の質問についてお答えいたします。全員協議会においても説明をいたしましたが、本町では夏休み休業日の短縮による授業日数の確保のほか、日課の変更、運動会や体育大会等、行事の簡素化、教育課程の変更等により、授業時間数を確保するための工夫を行うことで、今年度各学年で学習すべき内容は履修できるものと考えております。なお、土曜授業の実施については、現在のところ、考えておりません。

次に、③の質問についてお答えいたします。現在、教育委員会では自宅学習の充実のため、遠隔授業に向けての通信環境整備を進めております。また、国が本年度中の1人1台のタブレット等の端末の整備方針を示したこともあり、本町においてもそれに対応して、本年度中の整備を検討しているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） ただいま教育長から答弁がございましたけども、やっぱりこれだけ長期間休みが続きますと、うちの子どももそうですけども、もう正直やることがないと。勉強しろと言っても、子どもですので、ほとんど家でゲームだったりということで、外にも出られないという状況が、本当通算30日ぐらい続いておりましたので、よそのお子さんはちょっと私もわかりませんが、いろいろ保護者の方、またうちの子どもなんかを見ますと、やっぱりかなり子どもにとってのストレスといえますか、そういうことがかなり私はあるんじゃないかなというふうに実際思っておりましたので、質問させていただいたわけですが、今答弁で小学生1名、中学生1名、合計2名ということでしたけども、この生徒たちというのは、今回のこのコロナウイルスの長期休暇の影響で登校ができなくなったんでしょうか、それともその前からちょっとそういう傾向があったのか、そのへんをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

この2名につきましては、今回の長期休業の後に出てきたものでございます。一般的に5月の連休明けでありますとか、夏季休業後の2学期の初めの時期に不登校や登校渋りの児童生徒が出てくるような傾向にございます。2名につきましても、そのような長期の臨時休業の間に生活リズムが崩れてしまい、なかなか規則正しい生活に戻れていないということが原因の一つじゃないかなというふうに考えており

ます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） これだけ子ども、小中学生がいれば、そういう子どもさんもうらっしゃると思いますので、このような子どもたちへの精神面のケアといいますか、現在ですね、どういう対応を教育委員会として取られているのか、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

教育委員会といたしましては、昨年度、欠席数が多かった児童生徒、今後、不登校等が心配される児童生徒もおりますので、これらの児童生徒の中には保護者や家庭への支援が必要なケースもあります。教育委員会といたしましては、学校現場の先生方との連携はもちろんでございますが、町の福祉課、教育事務所のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、県の福祉事務所等の関係機関とも連携を図りながら、行政としてしっかり支援をしてまいりたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） 今、6月に入ってまだ2週間ちょっとですので、今後そういう生徒が増えてこないとも限りませんので、いろいろとですね、万全の対策をとっていただきたいというふうに思います。

次の②の質問ですけれども、今日の熊本日日新聞の朝刊にもございましたけども、各市町村で夏休みの期間が掲載されておりまして、9日から、長いところは熊本市だったですかね、長いところは30日間ということで、かなり開きがあるかなというふうな印象を受けました。阿蘇地区は確かに夏は涼しいでしょうから、多少短くてもいいのかなというふうには思いましたけども、これだけ開きがあるということは、それぞれの教育委員会が独自性をもって決定されたものだというふうに理解しております。

また、先ほどの答弁もありましたけども、運動会や文化祭なども、いわゆるイベントですね、あたりを簡素化するということが対応するということでもありましたけども、これは私の経験ですけれども、やっぱり私からしますと、子どもの頃は机に着いて授業を受けたという記憶、思い出よりも、運動会ですとか文化祭、あるいは修学旅行とか、そういうふうな思い出が今でも残っておりますので、なるべくですね、学業優先、それはもちろんですけども、子どもたちのそういう運動会というのは、ただ単にそのスポーツを披露する場ではなくて、子どもたちの思い出づくりの、私は一つでもあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、なるべくですね、工夫をしていただいて、これまでどおりとはいかないと思いますが、取り組ん

でいただきたいと思います。

これは私の実体験ですけども、ちょっと一つ御披露させていただきたいと思いますが、これは電話帳のコピーです。皆さんの御家庭にもあると思いますが、この電話帳のコピーですけども、これは現在、各家庭に無料配布されている地図付き電話帳でございます。芦北町商工会青年部が発行しております。今から約30年前に第1号が発行され、それ以来、だいたい3年ごとに発行している、この電話帳でございます。しかし、平成17年4月1日より、個人情報保護法が施行された関係上、この電話帳が法律に抵触するのではないかということを危惧いたしまして、本町を含む県内の商工会青年部が、この電話帳の作成発行に躊躇したといいますか、発行を取りやめたということがございました。しかし、我々青年部のほうにですね、町民の方から、この電話帳は使い勝手が非常にいいと、便利だと、また発行してもらいたいと、また町民の人からすると無料ですので、すごく助かるという要望が数多く寄せられまして、我々芦北町青年部で再度発行できないか、本当に議論いたしました。当時は古い商工会の建物でしたので、1階の畳の部屋に。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。この一般質問と何か関係ありますか。

○1番（藤井公輔君） はい。ちょっとお待ちください。ありますので、すみません。

ですので、それを畳の部屋で議論をした記憶があります。そして、我々でいろいろと工夫をし、専門家にも聞き、また弁護士等の意見を聞いてですね、これはちょっと作成が無理じゃないかということでしたけども、いろいろと手順があり、項目があり、そういうところをクリアすれば作成できるということがありましたので、それで我々はその手順を踏んで、町の協力もいただきながら、発行にこぎつけたということがございます。そのときは、この保護法が改正されてから熊本県内で初めて、私たち芦北町商工会青年部が発行したという経緯がございまして、私が申し上げたいのは、以前とまったく同じというわけにはいかなくても、工夫してですね、なるべく実施できるように知恵を絞るといいますか、それが大事ではないかなと。コロナウイルスだからと、何々だからということで、できない、難しい、無理だということではなくて、別に私は無理をしてくださいと言っているつもりではありません。できる範囲で構いませんので、しっかりとそこを考えていただいてですね、やっていただきたいというふうに思います。

また、専門家の間では感染者が出ていない地域では、かえって学校にいるほうがリスクが小さいという専門家の意見もございます。ちょっとお尋ねしますけども、そもそも本町の小中学校に感染者が出た地域から通学してくる児童生徒、及び通勤されている教職員の方はいらっしゃるのか、今、把握されているのであれば御答弁いただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 答弁できますか。白坂教育課長。

藤井君。通告の中にございませんので、この答弁はしないようにいたします。

次の質問をお願いします。藤井君。

○1番（藤井公輔君） 私が申し上げたいのはですね、子どもの半年、1年と、大人の半年、1年というのは、全然違う意味合いがあると。大人はですね、半年で何かあっても、後で挽回するチャンスはあるかと思います。しかし、子どもたちは今小学5年生はもう二度と小学5年生はないわけで、高校3年生ももちろんないわけで、やっぱりテレビなんかで甲子園が中止になる、結局は1試合だけですけど、甲子園で試合ができるということが報道がありましたけども、いろんなスポーツイベント、学校イベントが中止になるということを聞き、目にしますと、本当にいたたまれないといいますか、本当かわいそうだなという気がしますので、本町におきましてそういう何かできることがあればですね、まったく前と同じとは言わなくても、それになるべく近づけるような感じで、もちろん安全を確保した上でですけども、やっていただきたいというふうに思っております。

次の③の質問の2回目の質問に移りますけども、自宅学習、通信環境を進めていくということで、教育長答弁がありました。また、タブレットの活用もしていくということでありましたけども、私はタブレットの活用、またインターネット等を駆使しての教育というのは、時代の潮流でもありますし、また国の方針でもありますので、そういうふうな流れになっていくんだろうと思いますが、私がちょっと一つ危惧したのがですね、これも今年5月でしたけども、女子プロレスラーの選手が22歳で亡くなったと。死因は明らかにされていませんが、亡くなる前に遺書と思われる内容をツイートされたということで、自殺された可能性が高いという報道がございました。この方があるバラエティー番組に出て、そのときの言動・行動が誹謗中傷され、インターネット等で誹謗中傷されまして、匿名のですね。それを苦に自殺されたのではないかという報道がございました。

また、さらにはですね、女性タレントのダレノガレ明美さんという方が、あたかも薬物を使用しているかのような週刊誌報道ですけども、をされまして、それを真に受けた視聴者がネット等へ書き込みをされた。本人は事実無根であり、著しく名誉を棄損されたと、また相当なイメージダウンにつながったと主張されまして、報道によれば、ダレノガレさんは身の潔白を証明するために、女性にとっては命とも思われる御自身の髪の毛を1,000本以上採取して検査機関に提出されたと。結果は陰性という結果を受けて、配信元に対し謝罪を要求されたということでございます。

人は、最初に目にした、また耳にした情報をついつい信じてしまうところがある

のではないかと思います。そもそも虚偽をでっちあげ、捏造し、その人を貶める行為は、人として最低の行為であり、最も卑劣な行為です。断じて許されるべきものではありません。なぜなら、その行為によって相手の人生を変えてしまう、その人の人生に多大な影響を与える可能性があるからです。被害者となった方の一番悲しく痛ましい選択が自らの命を絶つという選択でございます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。その通告内容に関連している質問をしていただけないか。

○1番（藤井公輔君） わかりました。もう終わりますので。

○議長（宮尾秀行君） タブレットの数とか、そういう質問をされているようですが、そのような返答も受けておりますが、そのような関連で質問をしてください。藤井君。

○1番（藤井公輔君） タブレット授業、インターネット授業についての、私は危惧しているところを実際、今、子育てをしている身から、今、例を挙げながら話をしているわけでございますので、この後に私が述べたいことがありますので、もうしばらくです。

ということで、精神的に追い込まれた方は、我々の予期せぬ行動をとるケースが実際に起こっています。大人の世界でそういうことがありますので、子どもの世界、まだ思慮の浅い子どもの世界であれば、十分そういうことが考えられます。先ほども申しましたけども、私には高校生と小学生の子どもがいます。何かのきっかけで、理由で誹謗中傷され被害者となる。逆に、うちの子どもが他人のお子さんを攻撃して加害者となってしまうということも可能性がゼロとは言い切れません。そう考えると、私自身、ぞっとしますので、インターネットやSNS、タブレットなどのツールは大変便利であり、現代社会においては必要不可欠です。全児童生徒へのタブレットの配布・活用は、時代の潮流、また国の方針でもあります。同時に誤った活用をしてしまうと、大変なことになってしまうということを忘れてはいけないと思っております。

そのようなツールを活用する前にはですね、しっかりと子どもたちに指導・教育をされるべきでありますし、またもうそういうふうな指導・教育をされているのだろうとは思いますが、またそれと同時に、先生方もですね、使い方も含め、そういうスキルアップが大事ではないかというふうに思っております。

そのようなインターネットなどのツールを使った子どもたちの教育現場、活用するにあたっての教育長の認識をお尋ねしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） そのような使い方がされないように、現在、教育委員会とし

て学校現場のほうに指導を行っているところでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） 今現在、与えられた環境で何ができるのか、またどう工夫すればできるようになるのか、どうすればこの難局を乗り切れるのか、こういうことをですね、子どもたちも含め一緒に考える。このことが、まさしく今年4月から文科省が本格的に導入しております主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングそのものではないかというふうに考えております。そういったことも含めまして、今後、芦北町は感染者が出ていませんので、第2波という表現が正しいかどうかわかりませんが、次のもし休業要請があった場合にはですね、万全に対策を取って挑んでいただきたいと思います。教育長のお考えを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） ただいま藤井議員の意見については、参考とさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） 今回は、1項目で教育問題で絞って質問させていただきましたけども、本当、将来を担う子どもたちのためにですね、教育委員会が独自の視点、また政策をもって取り組んでいただければと思いますので、子どもたちのためにこれからもしっかり取り組んでいただきたいと思いますということを申し上げ、質問を終わりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） これで藤井君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。午後1時15分から再開します。

—————○—————

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時15分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を再開します。坂本君。

○4番（坂本 登君） 皆さん、御苦労様です。

日本共産党の坂本登です。

今回の質問は、新型コロナ関連について、3項目、通告に沿って質問をいたします。

早速、質問に入ります。

1、新型コロナウイルス感染症に伴う支援について。①特別定額給付金の対象となる世帯数及び人数は何人ですか。また、そのうち直近の申請書受理と支給済みを合わせた状況はどうなっていますか。②特別定額給付金は申請しなければ給付されません。申請の仕方がわからず、給付金を受けられない町民が出てくる可能性があります。給付金の拒否を申請した人以外のすべての町民に届くようにする考えはありませんか。③特別定額給付金は世帯主の口座、または申請書に記載された家族の口座に振り込み、若しくは窓口での直接給付となっています。DVなどの事情により、妻や子どもの給付金が自分のものとならず、世帯主が独り占めする可能性があります。町として相談窓口を設置し、対応する考えはありませんか。④政府による第2次補正予算が6月12日に可決成立しました。自治体に対する地方創生臨時交付金は2兆円の積み増しがされています。これまでの町独自の給食費補助や水道事業使用料減免など緊急支援策をさらに拡充し、それぞれの支援を前進させる考えはありませんか。また、新たな町独自の支援策をどのように考えていますか。⑤政府配布の布マスクや個人のマスクについて、不要な方からの寄付を呼びかけ、保育園児、小中学生など、また希望される世帯や、町内外の医療介護施設に届ける考えはありませんか。

2、新型コロナウイルス第2波感染防止対策について。①全国で緊急事態宣言が解除されたが、安心することなく第2波に備えた感染防止対策が重要となります。ワクチンと治療薬がない現状で、小中学校における安全な教育環境と豊かな学びを保障するために、どのように考えていますか。②最新の芦北町防災マップが全戸配布され、避難所等を掲載し、早めの避難を呼びかけています。大規模災害に備え、指定避難所及び指定緊急避難場所の新型コロナウイルス感染症対策はどうなっていますか。③芦北町防災計画に新型コロナウイルス感染症対策を付け加える考えはありませんか。

3、緊急事態、新型コロナ大規模災害等における町の役割について。①緊急事態の対策は、国・県の方針のとおりに対応するのか、町独自の施策を加えて行うのか。また、緊急事態時に住民の声を十分に反映した施策を行うためには何が必要と考えていますか。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の質問、主題3の①についてお答えいたします。

緊急事態の対策については、国・県の方針に適切に対応しております。また、町独自の施策は、緊急事態時には平常時の対応とは異なりまして、町の判断に

より先んじた施策を適時適切に行うことが必要と考えております。

なお、残余の質問、具体的なことに及びますので、担当課長から答弁をさせます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問の主題2の①についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、今後、感染の第2波が十分あり得るという想定のもと、学校が再び長期の臨時休業を余儀なくされた場合について、健康・安全面と学習面の両面からしっかりとした対応・対策を準備しておかなければなりません。

まず、健康・安全面について、6月1日からの学校再開にあたっては、5月26日に熊本県教育委員会から示されました市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインをもとに、各学校における感染症対策が万全なものとなるよう、教育委員会では指導・支援を行っているところでございます。

学習面につきましては、藤井議員の答弁で申し上げましたとおり、遠隔授業に向けての通信環境整備を進めております。また、国が本年度中の1人1台タブレット等の端末の整備方針を示したこともあり、本町においてもそれに対応して本年度中の整備を検討しているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 福田総務課長。

○総務課長（福田貴司君） 質問の主題1の①についてお答えします。特別定額給付金の対象となる世帯数は7,228世帯、人数は1万6,826人となっております。

6月10日現在ということでございましたが、直近の6月12日現在でお答えします。申請書の受付が7,068件、97.8%、給付金の支給は6,852件、16億2,140万円、96.4%となっております。

次に、②の質問についてお答えします。申請されていない方には、今後も防災行政無線で呼びかけを行うとともに、申請をお勧めする通知を送付いたします。また、電話連絡や必要に応じて直接自宅に伺うなどして申請の補助を行いたいと考えております。

次に、③の質問についてお答えします。DV等の事情が発生した場合には、役場の福祉課や県の福祉事務所などで対応しております。これまで給付金の支給に関しては、福祉課や福祉事務所と連携を図っており、十分な対応ができておりますので、今のところ、相談窓口を新たに設置する考えはありません。なお、DVなどの相談も6件ほどあっておりますが、関係機関と連携を図り、適切に対応を行ってきたところです。

次に、⑤の質問についてお答えします。政府配布の布マスクや個人が保有されるマスクについては、第2波、第3波など、次の流行に備え十分な対応ができるよう

に、各家庭または個人において保有をしておく必要があると思われるので、現在のところ、マスクの寄付の呼びかけについては考えておりません。

次に、質問の主題２の②についてお答えします。避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、先ほど宮内議員の質問の際にお答えしたとおり、衛生管理に伴う物資を確保するとともに、運営につきましても体制を整えております。また、大規模災害が発生した場合につきましても、同様の感染症対策を行い、必要に応じて避難所を開設します。

次に、③の質問についてお答えします。芦北町地域防災計画への記載につきましては、新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症全般を想定し、県の地域防災計画の内容を踏まえ、現在、作業を進めております。

次に、質問の主題３の①についてお答えします。ここにつきましては、先ほど町長から答弁いただきました。今回の新型コロナウイルス感染症対策に伴う町独自の緊急支援策につきましては、農林漁業者、商工業者、国民健康保険加入者、子育て世帯や学生などに対し特に配慮したものとなっており、多くの方から感謝の声も届いているところです。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 質問の主題１の④についてお答えいたします。給食費補助事業や水道事業使用料減免などの緊急支援策は、学校休業や外出自粛要請に伴う臨時的な家計負担の増加等に対する支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施したものであります。

お尋ねの支援策の拡充、前進、あるいは新たな町独自の支援策については、町民、事業者の状況をしっかりと注視しながら、交付金の制度要綱を踏まえ、適時適切に対応していきたいと考えております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○４番（坂本 登君） すべての町民に特別定額給付金を届けることについて、再質問を行います。先ほど担当課長の答弁で、６月１２日現在、特別定額給付金の申請状況 7,228 世帯中、7,068 世帯、97.8%と答弁されました。ということは、まだ160世帯の申請が町に届いていないことになります。把握しているということでした。電話もかける、そういう対応をすとも答弁されました。

そこで、町民の声を紹介しますので、女性の方です。お聞きください。「特別給付金10万円について、目の不自由な障がい者、ひとり暮らしの高齢者、外国人、現住所に住んでいない人など、申請できずもらい損ねる人がいるのではないのでしょうか。どうにかして申請できない人にももらえるように手助けしてください。」と

いう思いやりのあるやさしい声です。この声に応えて、まだ申請が町に上がっていない160世帯について、町はこの世帯を把握できるはずです。先ほど答弁でも把握しているとありました。申請締切までもう少し日にちがありますので、申請が町に上がっていない世帯の状態を理由別に把握し、一人ひとりに寄り添い、あらゆる手立てを尽くして、100%支払えるように、引き続き力を尽くしてください。

次に、男性の方の声を紹介します。「町民全員が10万円をもらって、芦北町で使えば、この間に苦しんだり、困っている人たちの助けになるとじゃなかったですか。芦北町で使うように宣伝してくれんですか。」という声です。この声に応えて、町長にお聞きします。特別定額給付金10万円を100%支払い、全町民が手にした場合、約17億円になります。この間、新型コロナでダメージを負った芦北町の旅館及び個人商店や飲食店、食料品店など、芦北町で17億円消費できれば大きな経済効果になります。町内で消費を喚起する支援を事業化する考えはありませんか。町長、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ただいま御発言がありました各分野につきましては、それなりの支援策を講じておるところでございます。なお、この定額給付金につきましては、メディア等でもありますように、個々人によりまして、その使途とか計画というのは様々でございますね。限られた分野に、あるいは考えられる分野にですね、できるだけのその分の対応をしてみたいと思っておりますが、個々人の使途につきましては、なかなかそこまで介入できない面もありますが、概ね地元で消費しようというですね、気持ちは皆さんにあるのではなかろうかというふうに解釈をしています。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 強制はできないんですけれども、やはり八代、水俣、熊本市、市民が誰でも受け取れる、希望一つすればですね。だから、それは生活困窮でやむを得ない場合を除いて、なるべく町内で消費してもらえるように、今、町長が言われたように、努力していただきたい、施策を練っていただきたいと思います。

次に、DVなどの理由について、再質問をします。今、福祉課と連携して十分な対応ができていると答弁されましたが、私の聞いてきた声には対応できないんじゃないかというようなのも含まれていますので、お聞きください。DVや虐待のような場合には、総務省は被害者が避難先の自治体で受け取れる方針を決定しました。世帯主に給付が振り込まれてしまった後でも、一時的にホテルや知人宅に避難している人、虐待や性暴力など、家に帰れない未成年も対象に給付を受け取れますとしています。しかし、今回のDV、虐待被害者への対応は、避難することが前提であ

るという問題が残されています。家から逃げられない人、家にいて生活を続けなければいけない人には、対応ができないんです。

そこで、町民の声を紹介します。女性の方からの声です。「夫はコロナの影響で仕事環境が変化したのか、ちょっとしたことでもイライラして怒りっぽくなり、物に当たったり、私や子どもに怒鳴ったりするようになりました。子どもは怖がって、主人の顔色を伺うようになりました。今度の10万円もお前たちの分はない。俺の口座に振り込まれたんだから、お前らにはやらんけんと言います。主人の口座に振り込まれた私と子どもの分は、主人が全部使ってしまったり、やらんと言ええもらえないのでしょうか。」という切実な相談でした。

ここで担当課長にお聞きします。原則として、特別定額給付金は世帯主の口座に家族全員分が振り込まれるために、今紹介した女性のように、何らかの事情で家から避難できないDVや虐待で苦しんでいる家族がいます。このような家族の場合、町として確実に家族一人ひとりに給付金が届くようにする方法はありますか。また、世帯主が家族の分まで遊興費などで全額使ってしまった場合、家族の分は返してもらう方法はあるですか。担当課長、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 福田総務課長。

○総務課長（福田貴司君） DVについてでございますが、日頃からこういう事案が発生したときには、私がこの給付金関係で連携を取っております福祉課あるいは県の福祉事務所などで、日頃から親切丁寧に対応していただいているというふうに伺っております。そういう事情のもと、この特別定額給付金の際も私たちは福祉課、社会福祉事務所にお力を借りながら事務を進めてまいりました。いろんな相談案件があるときは、いつも親切に丁寧に対応してくれておりますし、今回もそのようなことで十分対応してきました。これからもその姿勢は変わらず、相談があったときにはしっかり事情をお聞きし、親切丁寧に対応し、少しでも不安を除けるよう対応していく考えは変わりありません。

また、使い道につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、その用途を限定することができない状況でございますので、その分もやはり相談があったときには事情をしっかりと聞いて、そういうお話を使い道についてはしっかり家庭内でお話できれば対応してくださいという程度の話を丁寧に説明していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） これはですね、非常に今、総務省が言っているように、避難しないと受け取れないというか、非常に難しい問題と思うんですね。だからこそ、そ

ういう困った人、弱者の立場に立って、行政が何とか寄り添ってほしい、何か良い知恵を出してほしい。今、課長が言われたように、本当に寄り添ってですね、何かどうすれば解決できるのかというのを、やっぱり探っていただきたい。やっぱり逃げてもらった場合には、もう帰れないというふうなこともあるでしょうし、なかなか難しい問題ですけど、相談が来たときには心から寄り添って対応をお願いしたいと思います。

次に、町独自の支援策の拡充について質問します。担当課長から答弁がありました。国の第1次補正予算の地方創生臨時交付金は1兆円で、1億1,000万円、芦北町に交付されましたので、今回、国会で6月12日に成立した第2次補正予算の2兆円の地方創生臨時交付金は、単純計算ですが、芦北町に2億2,000万円の交付が予想されます。町独自の支援策の給食費補助の2カ月分助成も、水道事業使用料の6月、7月分減免も、町だよりで周知され、町民に喜ばれています。国の第2次補正予算成立を受けて、給食費補助も水道事業使用料減免も令和2年度分まで補助、減免期間を拡充する考えはありませんか。政策判断ですから、教育長と町長に答弁を求めます。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 第2次補正に係る給付金等の使途につきましては、まず内示がございまして、いくらぐらいということがありますが、いずれにしてもコロナの感染状況とか、あるいは対応状況をですね、見ながら、順次対応していくことになりますが、柔軟性をもって弾力的にですね、必要なところには可及的、速やかにそういった支援の政策を実施してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 給食費補助事業につきましては、再度の感染拡大により、学校の休校や保護者の仕事が減るなど、同様の事態が発生した場合には、支援策の拡充を検討したいと考えているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 必要なところには、何か考えたいという言葉でした。

それにもう一つですね、今の言葉を思い、新たな支援策を、住民の声をもとに提案させていただきたいと思います。6月10日に全員協議会の場において、芦北町における新型コロナウイルス感染症の進捗状況について、17の支援策の説明を受けました。中でも5月14日に専決された国民健康保険税減免は、令和2年度課税分の平等割額と均等割額を全額免除という全国でも画期的で先駆的な支援策であり、高く評価できます。19日の定例会最終日に、詳細について説明があると思います。

が、平等割額、均等割額とともに、全額免除を決断された町長に敬意を表します。

町民の声を紹介します。30代の女性の声です。「3月から新型コロナウイルス感染症が話題になり、全国で緊急事態宣言が出され、生活環境が変わり、行動や営業に自粛を要請されました。国は保障として全国民に対し1人10万円を支給する決定をし、町に申請をして10万円を受け取りました。町の対応は早くて助かりました。それと、町だよりで知った国民健康保険税減免は本当に嬉しかったです。全国初ではないでしょうか。有難いです。そこで、一つだけお願いがあります。このコロナの大変な時期に妊娠し、命を授かっているお腹の赤ちゃんにも支給対象にしてもらえないでしょうか。現在妊娠中の人は、みんな喜ぶと思います。」というお願いの声です。

そこで、この女性に応えるために、提案をいたします。6月12日に国会で成立した第2次補正予算の2兆円の地方創生臨時交付金は、町の実施計画を作成することにもよりますが、2億2,000万円の交付が予想されます。この地方創生臨時交付金は、国会での答弁で担当大臣が、何に使うかは自治体の判断と答弁しているように、何に使うかは町長の判断で提案できるはずです。

町長にお聞きします。必要なことには考えたいという答弁でした。国の特別定額給付金は、住民基本台帳に記載されている人が対象です。お腹の中で成長している命は含まれていません。地方創生臨時交付金2億2,000万円の町への予想交付額と、こういう危機のために蓄えられてきた町の財政調整基金約14億円を取り崩し、これらを合わせれば住民の困っている問題や住民要求に当てた新たな町独自の施策が実施できるはずです。これらを使って、母子手帳を基準として、お腹の中ですくすくと成長して、令和2年度中に生まれてくる命を対象に5万円の給付をすることを提案します。

また、国の第2次補正予算には、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給することが含まれています。これは子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯を支援するためです。この支援策に町独自の給付金を2万円を上乗せすることを提案します。

この2つの提案を新たな町独自の支援策として計画に加えることを、町長、政治決断していただきたい。お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） このコロナ禍がですね、いつまで続くか全く見通しもつかない状況であります。ワクチンとかあるいは治療薬等、開発されればですね、もうそれに越すことはないわけではありますが、今後、町が支援を続けるということにつきましても、町の財政事情も勘案しながらですね、持続可能な地域社会を形成していくためにですね、ただいまの御発言につきましては、御提案としてしっかりと受け止

めさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 受けてもらえて何よりです。

財政は、財調が14億円、これは前回1億円ぐらいを取り崩していますので、まだ13億円、またそれを少しばかり取り崩して、ぜひ実現をさせていただきたいと思います。

次に、教育環境と学びの保障について再質問をします。質問通告に対して、教育長から丁寧な答弁がありました。小中学校が6月1日から通常どおりに再開され、児童生徒が登下校する姿に、私も安堵するとともに、全員マスク姿にまだまだ安心できないんだと感じました。この間、私は登下校中の児童にいろいろ話を聞きました。学校に行けること、友達に会えること、みんなで勉強できることを喜んでいる意見が多かったのですが、そうではない不安な気持ちを話す子もいました。その不安な気持ちを話した児童の声をいくつか紹介します。聞いてください。「長い間休みだったので、夜寝るのが遅くなっていて、朝起きるのがつらく、夜早い時間に寝て、朝起きることができないようになっている。」という声。もう一人の子は、「コロナ、コロナで、イライラするし、感染するのが怖くて嫌になる。学校に行く気もしないし、心の中が不安でいっぱい。」という声。ほかにも、「教室よりも保健室で勉強したい。」とか、「マスクしたままの登下校は暑くて苦しくてつらい。」など、まだまだあります。「給食センターでコロナが出たら、給食はどうなるの。」と、次から次に不安な気持ちを話してくれました。

教育長にお聞きをいたします。長期休校で、子どもたちの学習が遅れるとともに、子どもたちは不安やストレスを抱えています。今御紹介した声のように、子どもたちの不安な気持ちなど、心への影響の深刻さが現れていることが伝わってきます。教職員が子どもたちの心のケアをすることが学びを進める前提です。一人ひとりの子どもに丁寧に寄り添い、心のケアに取り組む手厚い教育が必要です。学習の遅れを取り戻そうと、7時間授業など詰め込み教育をすれば、子どもに新たなストレスを与えることになり、子どもたちをゆったりと受け止めながら、学びとともに遊びや休息を十分に保障する柔軟な教育が大切と考えます。

このことを踏まえて、3点お聞きします。1つ目は、教育委員会として、小中学校の児童生徒に、子どもの身体と心に関するアンケート調査を実施し、子どもたちの心身の状態を把握する考えはありませんか。2つ目は、子どもたちの不安やストレスに寄り添い、心のケアを具体的にどのように進める考えですか、お答えください。3つ目は、子どもたちの不安の声の中にあったことです。保健室での対応、登下校中の熱中症対策、給食センターで感染症が出た場合の給食の対応、この3点に

についてお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 3点の御質問がございました。1点目と3点目については私のほうから、2点目の心のケアは具体的なことになりますので、担当課長のほうから回答させていただきたいと思います。

まず1点目、児童生徒に対して、身体と心に関するアンケートを町独自で実施しないのかというような御質問だったと思います。それにつきましては、今回、熊本県教育委員会から通知があっておりまして、熊本地震及び新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の心のケアに関する調査というのが、重複したのが来ておりまして、各学校で回答を行ったところでございますので、町独自の調査については考えてございません。

3点目の子どもたちの声の中で、保健室で勉強したいということだったと思います。これにつきましては、一つ一つお答えさせていただこうかと思っております。保健室で勉強したいと答えている子どもは、教育委員会としてはどう考えているかと。各学校では、教育相談等を行い、子どもたちの声にしっかりと耳を傾け、一人ひとりと向き合う時間を取っております。各学校においては、子どもの悩みや理由をしっかりと把握し、学校全体で適切に対応することとしております。教育委員会としても、学校と連携を取りながら支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次は、学校でマスク着用を行って、登下校もマスク着用をやっているというような御質問だったかと思えます。この登下校中におきましては、教育委員会のほうから通知を出しておりまして、お互いが会話をせず、ある程度の間隔がとれているときには、マスクを着用する必要がないよというような文書を各学校に通知してございます。それで対応するように、指示もしたところでございます。

最後、給食センターでコロナウイルス感染症が出た場合ということだったと思いますが、これにつきましては、当然、施設を閉鎖し、給食の供給を停止することになります。そのようなことにならないように、教育委員会としても万全の体制をとり、配慮をしているところでございます。

あとにつきましては、担当課長から説明させます。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） それでは、私のほうから心のケアについて御回答させていただきます。現在、先ほど教育長からありましたけれども、熊本地震及び新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の心のケアに関する調査というのを、今、学校に下ろして、調査を行っているところでございます。そのような中で、気になる児童

生徒が見られた場合は、必ず教育委員会のほうに報告をするよう、日頃から指導を行っているところでございます。今後もこのような調査を通じて、各学校としっかりと情報共有を行い、必要に応じてスクールカウンセラー等の活用を図るなど、丁寧な対応をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） アンケートについては、現在考えていないということでしたが、子どもの心に寄り添って、把握できるということかなと思いました。

この時期、子どもの精神状態、やっぱりストレス、相当なものがたまっていると思います。一番やっぱり最悪のことは、先ほど藤井議員もちょっと触れられましたが、やっぱりいじめなどによって、やっぱり一番最悪の場合に子どもたちがなってしまうというのが、やっぱり一番避けなくてはならないと思いますので、そういうのを念頭に、本当に子どもたちに寄り添っていただきたいと思います。

次に、避難所について、再質問をします。これから台風や豪雨など、風水害が多く発生する季節をコロナ危機の中で迎えつつあります。震度4の地震は、今年に入ってからも続いています。台風、豪雨、巨大地震は、避けがたい自然の営みです。山崩れやがけ崩れ、土石流、河川の氾濫などのハザードマップに基づく危険箇所の緊急工事など、防災・減災の事業を進めつつ、被害が発生した際の避難所、救助や医療の体制、高齢者や障がい者などの対応など、町として起こりうる事態を想定して備えを万全にしなければなりません。

これらを踏まえて、町長にお聞きします。先ほど担当課長だったかな、必要に応じて避難所を開設するというような答弁をされました。町の防災計画では、指定避難所及び指定緊急避難場所が主要な避難所になっています。しかし、これら避難所は大災害時にコロナ危機の中、3密状態が予想され、新たな感染クラスターになる危険性があります。必要に応じて開設する小中学校の校舎、体育館など、すべての避難所を活用する場合に、何に留意し、設備として敷物、パーテーション、マスク、消毒剤、食料と水の備蓄などをどう整備するのか。高齢者や障がい者へのサポートをどうするか、事態が起きてから考えるというのでは手遅れです。すべての避難所が必要な場合に、この課題に今対応できていますか。事務方でも町長でも、答弁をどちらでもお願いします。

○議長（宮尾秀行君） 福田総務課長。

○総務課長（福田貴司君） お答えいたします。

大規模災害時を含めたところの避難所の対応ということで御質問でございますが、まず御理解のとおり、第1陣としましては主要5カ所の避難所を開設します。それから、事態が変わっていくとなりますと、だんだん避難所を広く開けていきます。

その他の避難所につきましても、主要5カ所と同様に、しっかりした感染症対策などを行い、災害の程度や気象条件に応じて順次開設することとしておりますので、その準備は整えているところであります。また、災害時におきましては、対応する職員に既にそのような対応になることも想定して説明を行っているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 万全の体制を整えてください。

次に、緊急時における町の役割について、再質問します。今回のコロナ危機に際して、芦北町の緊急支援策は独自の先駆的な施策もあり、評価できます。今後、第2波に備えて、町の役割は住民の声を十分に反映した行政運営が求められます。住民の苦難に寄り添い、住民の声を十分に反映した地方自治法という福祉の増進を図ることを基本として行うのが、行政本来の役割です。新型コロナ危機を体験した教訓は、町民の命と暮らしをいかに守るかということです。感染第2波に備えて、ますます町民の命と暮らしを守るという町の役割を発揮することが重要になっています。この間、国は構造改革の名のもとに、医療・福祉の予算を大幅に削減してきました。今回のコロナ危機に際して、医療の危機的状況を迎えた原因となりました。感染2波に備えて、地方自治の原点である福祉の増進を図ることを基本として、住民に寄り添い、住民の声を十分に反映した施策を今後も実施していくことが求められます。

町長に、最後にお聞きします。全国で緊急事態宣言は解除され、今のところ、新型コロナ感染者は減少していますが、専門家の見解は、感染第2波、第3波の到来を予測しています。芦北町では、今のところ、感染者は出ていませんが、ワクチンも治療薬も開発が遅れている現状で、今後の新型コロナウイルス感染第2波、第3波に備えて、町民の命と暮らしを守るために、町長の見解を最後にお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 専門家の中でも、統一した見解が出ていないような状況ですし、専門家の提言がありましても、そこに政治判断というのが入りまして、なかなか我々国民の一員としては、あるいは地方自治体を預かる者としては、戸惑いを感じるときもあるわけではありますが、しっかりとこの傾向を見ながら、そして町民の皆さん方の、先ほどから御発言がありますが、気持ちに寄り添う、そのような支援策、政策をですね、今後も講じてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） これは全町民の協力なくして、このコロナ対策はできないと思

って、私も含めてです。私もあまりできた人間とは思っていません。自分でいつも戒めて、遠出しないように、遠出しないようにと思って行動しております。緊急事態における町の役割は、一生懸命がんばっていても、新型コロナや大規模災害などによって、経営が成り立たなくなったり、失業したり、病気になって収入が激減して、生活が成り立たなくなることは、誰にでも起こりえることです。このような状態に苦しんでいる人や、困っている人に寄り添い、手を差し伸べるのが行政の役割であり、政治だと思います。私も一人の政治家として、今後も町民の中に飛び込み、困っている人に寄り添い声を聞き、代弁者として全力を尽くすことを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の質問が終わりました。

これで一般質問を終了します。

川尻君。発言を許可します。

○12番（川尻成美君） 議長より発言の許可が出ましたので、発言をいたします。

去る5月1日の臨時議会において、12月議会における私に対する議員辞職勧告決議が賛成多数で可決されましたことに対し、弁明の発言をいたしました。3月31日付で不起訴処分の告知が熊本検察庁八代支部からあったことを申し上げました。また、事実と異なった質疑・討論に対し、修正や撤回を求め、私に対する名誉、議会運営のあり方についての対応と回答を求めておりました。

先の6月10日の議会全員協議会において、寺本修一議員は、憲法51条を例に挙げて、議会での発言は憲法により保障されているなどの発言があっておりました。最高裁判例では、地方議会の議員は免責特権を認めることはできないという見解があり、問題発言でありました。しかし、昨今、新型コロナウイルスが発生し、町長、執行部の皆さんが対策に努力をされている時期、私たち議員も町民のための政策論議を行わなければならないと思います。不満な点はありますが、議会の全員協議会の申し合わせにおいて、根拠のない投書や無記名の投書等は、原則取り上げないとする事項を明文化したことは大変な前進でありました。

今後は、新たな気持ちで、公正・公平、適法・適正な議会活動に誠心誠意取り組んでまいりたいと思っております。よって、回答は求めず、本日をもってこの問題は終息することにいたします。以上です。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後2時03分

令和2年第3回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年6月19日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

- 第 1 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度芦北町一般会計補正予算（第2号）
- 第 2 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）
- 第 3 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 4 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 第 5 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 第 6 報告第 1 号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 2 号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につ
いて
- 第 8 報告第 3 号 有限会社御立岬の経営状況の報告について
- 第 9 議案第32号 令和2年度芦北町一般会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第33号 令和2年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1
号）
- 第11 議案第34号 令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）

（一括議題＝日程第12から日程第15まで）

- 第12 議案第35号 芦北町総合コミュニティセンター条例の制定について
- 第13 議案第36号 芦北町子どもの広場条例の制定について
- 第14 議案第37号 芦北町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第38号 芦北町立図書館条例の一部を改正する条例の制定につい
て

- 第 16 議案第 39 号 芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について
第 17 議案第 40 号 芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
第 18 議案第 41 号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
第 19 議案第 42 号 芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第 20 議案第 43 号 芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
第 21 議案第 44 号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
第 22 議案第 45 号 工事請負契約の変更について
第 23 議案第 46 号 建設工事委託に係る協定の変更について
第 24 議案第 47 号 和解及び損害賠償額の決定について
第 25 同意第 1 号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ
いて

(一括議題＝日程第 26 から日程第 27 まで)

- 第 26 請願第 1 号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願
について
第 27 陳情第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元
をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書提
出の要請について

第 28 議員派遣の件

(一括議題＝日程第 29 から日程第 33 まで)

- 第 29 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出
第 30 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出
第 31 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
第 32 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出
第 33 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

追加日程

(一括議題＝日程第 1 から日程第 2 まで)

- 第 1 発議第 2 号 芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定につ
いて
第 2 発議第 3 号 芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

(一括議題＝日程第３から日程第４まで)

第 3 発議第 4 号 家庭教育支援法の制定を求める意見書について

第 4 発議第 5 号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係
る意見書について

(閉 会)

2 出席議員（１５人）

1 番 藤 井 公 輔 君
4 番 坂 本 登 君
6 番 寺 本 順 一 君
8 番 白 坂 康 浩 君
10 番 元 山 秀 志 君
12 番 川 尻 成 美 君
14 番 岡 部 恵美子 君
16 番 宮 尾 秀 行 君

3 番 林 田 燿 宏 君
5 番 宮 内 道 則 君
7 番 古 村 逸 男 君
9 番 前 田 徹 一 君
11 番 平 松 洋 一 君
13 番 寺 本 修 一 君
15 番 草 野 安 道 君

3 欠席議員（０人）

4 説明のため出席した者の職氏名（１６人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	福 田 貴 司 君
企画財政課長	川 尾 敏 浩 君	税 務 課 長	元 山 俊 治 君
住民生活課長	田 渕 耕 一 君	福 祉 課 長	内 田 照 也 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農林水産課長	佐 竹 貴 幸 君
商工観光課長	松 本 俊 造 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	教 育 課 長	白 坂 達 也 君
生涯学習課長	福 井 成 昭 君	コミュニティセンター課長	志 水 哲 治 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（２人）

議会事務局 長 崎 十三男 君 次長(課長補佐) 田 代 忍 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

定例会初日の川尻君の一般質問において、長期政権の・・・という部分は、私も注意をいたしましたが、議長職権により発言の取り消しを行いますので、申し添えておきます。

川尻君。

○12番（川尻成美君） おはようございます。

議長職権で取り消すんですか。

○議長（宮尾秀行君） 取り消します。

○12番（川尻成美君） それはできるんですか。

○議長（宮尾秀行君） できます。そのときも注意をしておりましたので、議長職権で取り消します。

-----○-----

第1 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

令和2年度芦北町一般会計補正予算（第2号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第1、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 皆さん、おはようございます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和2年度芦北町一般会計補正予算（第2号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、5月14日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定にこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,494万円を追加し、総額を117億4,283万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

予算書の7ページをお開きください。

款3民生費、項2目1児童福祉総務費の2,147万2,000円は、4月30日を基準日として、子ども医療助成対象者1人につき1万円を保護者に給付する芦北町安心子育て応援給付金と事務費です。

款4衛生費、項1目1保健衛生総務費の2,228万3,000円は、水道使用料の補助に係るもので、節18の1,972万8,000円は、個人事業所等の水道使用料を減免した芦北町水道会計に対し補助するもので、個人は基本料金1,320円の2カ月分を、事業所においては月額4万9,500円を上限として、2カ月分の総額1,962万8,000円を補助することとしております。また、簡易水道事業補助金10万円は、地区が管理する簡易水道事業に対する補助金です。節27の255万5,000円は、国民健康保険事業特別会計直診勘定への繰出金です。

目8飲料水供給施設の261万円は、地区が管理する飲料水供給施設に対し、1施設当たり3万円を補助するものです。

款5農林水産業費、項1目3農業振興費の2,526万4,000円と、予算書8ページになります。項2目2林業振興費の136万6,000円、項3目2水産業振興費の182万7,000円は、それぞれ農業、林業、水産業者の売上が30%以上減少した事業者に対し、国持続化給付金または熊本県事業継続支援金の上乗せ支援となる農林漁業継続支援金、総額490万円、また農林漁業団体の正組合員に1人1万円を給付する農林漁業応援給付金、総額2,344万円と、事務負担金、総額11万7,000円です。

款6商工費、項1目2商工業振興費の3,000万円は、事業売上が年間300万円以上の事業者で、売上が15%以上減少した事業者の店舗の家賃、事業に供する部分の借入償還金、機材、備品のリース、車両リースを最大90%で、月額5万円を限度に3カ月分を支援する、新型コロナウイルス感染症対策家賃等支援金です。

款9項1目2事務局費の4,011万8,000円は、節18の小中学校の給食費2カ月分を補助する新型コロナウイルス感染症対策給食費補助金1,004万円と、4月30日を基準日として18歳以上で、本人または保護者が芦北町に住所登録している大学等に在籍する学生に対し、自宅から通学する者に対して7万円、自宅外から通学する者に対しては10万円を支援する新型コロナウイルス感染症臨時就学支援金3,000万円と、節11の事務費7万8,000円です。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをご覧ください。

今回の歳出に対し、款14項2目1総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,058万3,000円、款18項2目12財政調整基金繰入金を3,180万2,000円、款19前年度繰越金255万5,000円を充当することとしております。

以上で、承認第4号の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

—————○—————

第2 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第2、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 承認第5号、専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、5月14日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正でございますが、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として、事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ185万円を追加し、総額を29億3,385万円とするものでございます。また、直営診療施設勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ255万5,000円を追加し、予算の総額を2,455万5,000円とするものでございます。

事業勘定の歳出から御説明いたします。

予算書11ページになります。

款1総務管理費、項2目1賦課徴収費の112万2,000円は、国民健康保険税の減免に伴う電算システムの改修委託料でございます。

款2保険給付費、項6目1傷病手当費の72万8,000円は、国民健康保険の被保険者で給与収入の方が新型コロナウイルスに感染あるいは感染が疑われるために労務に服することができない期間分の給与収入の3分の2相当額を傷病手当とし

て支給するものでございます。

歳入につきましては、１０ページになります。

款１国民健康保険税、項１目１一般被保険者国民健康保険税の１億６２２円の減額は、芦北町独自の生活支援策として国民健康保険税の世帯に等しく課税される平等割額と、加入者一人一人に課税される均等割額を減免し、加入者の生活支援を行うものでございまして、課税方法でございますが、平等割・均等割それぞれ区分１の医療給付に係る分、２の後期高齢者支援分に係る分、３の介護納付金の３つの項目で課税されることになっており、総額で１億６２２万円の減免額となります。

款４県支出金、項１目１保険給付費等交付金の７２万８,０００円は、傷病手当費に係る特別調整交付金でございます。

款７繰越金は、収入不足額に前年度繰越額１億７３４万２,０００円を充当するものでございます。

次に、直営診療施設勘定の歳出を御説明いたします。

予算書１３ページになります。

款１総務費、項１目１一般管理費の２５５万５,０００円は、吉尾診療所に係るへき地医療運営費補助金の過年度分の精算償還金でございます。

歳入につきましては、１２ページになります。

款４繰入金は、精算償還金に係る財源の全額を一般会計繰入金より充当するものでございます。

以上で、承認第５号の説明を終わりますが、今回の国保税の減免につきましては、国民健康保険税額全体の約４４％に当たります。

課税額が１０万円以下の所得が低い世帯につきましては、世帯割と平等割があるんですが、それに所得割と資産割を加えた世帯が約１,１００世帯ほどございますけれども、こちらの世帯については税額で、世帯の税額平均が６６％減免ということになっております。

また、平等割と均等割のみしか課税されていない世帯が約７３０世帯ほどございますが、こちらは今回、平等割・均等割すべて減免ということで税額のほうを免除ということになっております。今回の生活支援策につきましては、担当課のほうにも町民の方から非常に有難い、助かりますという声が寄せられているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

○４番（坂本 登君） この一般質問でも取り上げましたけれども、この国民健康保険

の平等割・均等割の減免というのは、本当に画期的なことで、町長にお聞きしたいと思います。

このやっぱり危機のときに、これを決断された財源も含めて、その真意をここでちょっとお聞かせいただきたい。なぜといいますと、私、これが決まったときに、全国の我々の仲間の議員から、次の6月定例会でこれを提案したいということで、どういうことかというのを尋ねられて、いや、これは町長が決断したことで、私にはわからないということで、是非その真意をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 国が最初にこの件につきましては、定額の特別交付金を決定したわけでありましたが、そのほかいろいろと生業をもって生活している方々を中心に、手厚く支援金制度が設立され、そしてまた支給されておるわけですが、ただ年金で生活される方、あるいは少ない収入で生活される方々には、やはりそういうきめ細かい配慮が必要ではなかろうかということを、私ども担当課も含めまして協議をいたしまして、あまねく広くそれが適用されるのはどの分野であろうかということ考えたときに、そういう決断をするに至ったわけです。それで、財政当局とも協議をしまして、財政上いけるということになりましたので、決断をしたということです。ちなみに、第1次産業の方々、こういった方々にも一応そのいろんな制度が今度設けられておりますけれども、なかなか広くこれが行き渡らないということでございましたので、J Aの正式な組合員、森林組合員、漁業組合員等々の方々にも1万円を平等にこれを支給させていただいたところがございますが、これも私はよかったというふうに声を届けていただいておりますので、今後もそのような姿勢で町民の方々に寄り添って、しっかりとした対応を取ってまいりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 私も坂本議員同様、大変町民にとって有難い減免制度というふうに賞賛します。

実は、町民の方から、この減免について、均等割・平等割のことをあまり詳しく、私自身知らなかったものですから、はっきりお答えすることができなかったものですから、担当課に聞いたわけでありまして、今、課長のほうが大綱的に説明をされました。その中で、もう少し聞きたいというのが、非軽減世帯が何世帯で、何人で、減免額は何円なのか。2割軽減の世帯、人数、そしてそれは金額的にどれだけの減免か。5割は、7割はという形で詳細してもらえれば、最高にわかりやすいかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（宮尾秀行君） 田渕住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） お答えします。

軽減がかからない非軽減世帯でございますが、777世帯、世帯員が1,298名、免除額合計が5,145万1,000円でございます。2割軽減世帯でございますが、336世帯、人員が656名、減免額が1,868万8,000円。5割軽減ですが、513世帯、937人、金額が1,689万円。7割軽減世帯、1,142世帯、1,411人、金額にしまして1,919万1,000円。合計が、世帯数が2,768世帯、人員が4,302人、免除額合計が1億622万円でございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

-----○-----

第3 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

令和2年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第3、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 承認第6号、専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

令和2年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、5月14日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による水道使用者の経済的な負担を軽減するため、個人や事業所の水道料の減免対策を早急に行う必要があることから、補正を行ったものです。

予算書の1ページをお開きください。

第2条で収益的収入の補正を行っております。

款1水道事業収益、第1項営業収益の1,962万8,000円の減額は、4,304戸の個人分について、1,320円の基本料金の2カ月分を、551戸の事業所等については、月額4万9,500円を上限として2カ月分を、いずれも6月分と7月分から減免するものです。

第2項の営業外収益の1,962万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策として、営業収益を減免したことに対し、一般会計からの補助金を受け入れるものです。

2ページから、収益的収入、実施計画、3ページが明細書となります。

以上で、承認第6号の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

—————○—————

第4 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第4、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 承認第7号、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

芦北町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、地方自治法第179条第1項の規定により、5月14日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大をできる限り防

止するためには、労働者が感染等により休みやすい環境を整備することが重要であり、よって被保険者が仕事ができなかった期間については、傷病手当金の支給を行い、生活支援を図るための条例改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、国民健康保険被保険者で給与収入の方が新型コロナウイルスに感染、または発熱等の症状があり、感染が疑われた場合、勤務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間については、給与収入の3分の2相当額を傷病手当金として支給するものでございます。

附則として、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用するものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

—————○—————

第5 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第5、承認第8号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 承認第8号、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

芦北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、地方自治法第17

9条第1項の規定により、5月14日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症対策として、熊本県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例の一部改正がなされ、これに伴い、条例を改正するものでございます。

改正内容でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金については、町が申請を受け付け、広域連合に提出する項目を追加したものでございます。

附則としまして、公布の日から施行し、令和2年1月1日からの適用となります。提案理由につきましては、記載のとおりです。
以上です。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第8号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は承認することに決定しました。

—————○—————

第6 報告第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について

○議長（宮尾秀行君） 日程第6、報告第1号「一般会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 報告第1号、一般会計の繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和元年度芦北町一般会計補正予算の第4号第2条、第5号第2条及び第6号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの表で御説明申し上げます。

令和元年度芦北町繰越明許費繰越計算書です。この繰越事業につきましては、昨年の12月議会、本年の3月議会及び3月23日に専決処分を行い、5月1日に承認いただいた各予算の中で、それぞれ繰越明許費として定め、承認を得ているものがございます。

款3民生費の介護基盤緊急整備特別対策事業から、款10災害復旧費の林道施設災害復旧事業までの16件のうち、年度内に完成しました上から3行目の保育環境改善等事業を除く15件、合計10億7,964万5,000円を翌年度へ繰り越しております。

財源内訳は、国県支出金が3億6,189万8,000円、地方債は5億830万円、その他は1億3,020万円、一般財源が7,924万7,000円です。

主な繰越理由は、新型コロナウイルス感染症対策のため至急予算化を行ったが、適正な事業実施期間の確保ができないもの、また国の補正予算に伴い予算化したものの、適正工期が確保できないものなどの理由のため、繰り越したものでございます。

また、5月末までに町道維持補修事業など2事業が完了しており、残りの事業につきましても完了に向けて進捗が図られております。

以上、報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号を終わります。

—————○—————

第7 報告第2号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について

○議長（宮尾秀行君） 日程第7、報告第2号「有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。松本商工観光課長。

○商工観光課長（松本俊造君） 報告第2号、有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものです。

まず、令和元年度の事業報告について申し上げます。

資料3ページをご覧ください。

事業として、県立あしきた青少年の家の一部業務委託と、芦北海浜総合公園の管理運営業務が行われております。

県立あしきた青少年の家の利用者数は、令和元年１２月から施設の大規模改修が行われ、また本年２月からは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館となったことから、６万９,３３０人で、前年比９０.６％となっております。

芦北海浜総合公園につきましては、長寿命化工事により、ペアリフトの使用制限が１カ月程度あったものの、利用者数は前年比１０７.４％の３万１,０６８人となりました。

最終的な売上は１億１,６６８万９,０７３円、当期経常利益は２４９万８,７３０円、当期純利益は１７７万６,７２２円となっております。

そのほか貸借対照表が４ページから、損益計算書が６ページに、７ページから販売費及び一般管理費の内訳と、９ページに利益処分計算書がございますので、ご覧ください。

次に、今年度の事業計画について申し上げます。

資料は１０ページからになります。

県立あしきた青少年の家の業務委託につきましては、ひとづくりJAPANネット・三勢共同体と平成２９年度から５年間の契約が締結されており、今年度が４年目となります。

利用者見込みにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、６月１日から再開となり、徐々に利用受付なども行われており、不明朗な部分もございますが、前年比５３.３％の３万７,０００人が見込まれてございます。

芦北海浜総合公園につきましては、施設の適正な環境整備と円滑な施設運営に努めるとございます。

１１ページから収支計算書を記載してございますので、ご覧ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。寺本順一君。

○６番（寺本順一君） 昨年の報告の中で、代表取締役の年報酬が４００万円、高いのではないかというような質問をいたしました。今年、約１００万円減の３００万円で、早速、対応をしていただきました。今後におかれましても、適正な指導をお願い申し上げ、要望に代えさせていただきます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これで、報告第２号を終わります。

第 8 報告第 3 号 有限会社御立岬の経営状況の報告について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 8、報告第 3 号「有限会社御立岬の経営状況の報告について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。松本商工観光課長。

○商工観光課長（松本俊造君） 報告第 3 号、有限会社御立岬の経営状況の報告につきまして、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものです。

まず、令和元年度の事業報告について申し上げます。

資料 3 ページをご覧ください。

施設利用者の総数は、前年度比 101.8%の 37 万 9 944 人で、総売上高は前年並みの 2 億 5,652 万 3,079 円、税引き前経常利益は 99 万 4,364 円となりました。

施設ごとの内訳は、公園利用者数 9 万 1,408 人、売上 5,417 万 8,000 円、温泉センター利用者数 9 万 9,517 人、売上 6,858 万 9,000 円、物産館利用者数 1 万 8 69 人、売上 1 億 1,415 万 6,000 円、塩事業の売上は 1,960 万円となっております。

公園事業につきましては、猛暑の影響で海水浴客の減少が見られておりますが、新たに導入したレーシングカートによって、利用者数及び売上の増加につながっております。

物産館におきましては、別館での新たな取り組みなども行われ、前年を上回る業績で推移をしておりましたけれども、2 月末から新型コロナウイルス感染症の影響を受け、総売上は前年並みとなりました。

そのほか貸借対照表が 4 ページに、損益計算書が 5 ページ、6 ページから利益処分金などの報告書がございますので、御確認ください。

次に、今年度の事業計画について申し上げます。

資料 9 ページからになります。

公園事業部では、接客技術の向上、各施設の業務管理と経費予算管理の徹底とございます。

物産館事業部では、年間を通じた賑やかな売り場づくりと併せ、別館のテナント化、ECサイトの活用などにより、売上や集客力を高めるとあります。

10 ページに物産館事業部の事業計画、11 ページに収支計画、12 ページに公園事業部の事業計画、13 ページから収支計画を記載しておりますので、ご覧ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第3号を終わります。

-----○-----

第9 議案第32号 令和2年度芦北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第9、議案第32号「令和2年度芦北町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 議案第32号、令和2年度芦北町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,852万3,000円を追加し、総額を119億9,135万9,000円とするものです。また、第2条で地方債の補正を計上しております。

歳出から御説明いたします。

予算書は11ページをお開きください。

款2総務費です。項1目1一般管理費の243万7,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液等の購入、換気扇改修、紫外線空間殺菌装置取付など、庁舎の整備を行うものでございます。

目6企画費の173万円は、令和元年度のふるさと応援寄附金におけるカンボジア学校建設寄附金への希望額が確定したことから、その額を寄附金として計上するものです。

目7電子計算費は、国庫補助金への財源組み替えです。

目13まちづくり推進費の210万円は、一般財団法人自治総合センターからの交付金交付決定に伴い、小田浦1、2、3、4地区が実施しますコミュニティ活動のための備品整備等に係るコミュニティ助成事業補助金です。

項3目1戸籍住民基本台帳費の742万5,000円は、国外転出時に失効し、帰国後に無効となっていたマイナンバーカードを、帰国後も有効とする改修に係る委託料で、住民基本台帳システム改修委託料247万5,000円と、戸籍附票システム改修委託料495万円です。

次に、款3民生費です。項1目2障がい者福祉費の2,000円は、新型コロナウイルス感染症対策により、特別支援学校等の臨時休校に伴い、デイサービスを利

用することになった障がい児に対する障がい児通所給付費扶助費です。

目4高齢者福祉費の1,436万円は、八幡荘の受水槽修繕に係る費用30万2,000円と、介護保険料の軽減に伴う介護保険事業特別会計への繰出金1,405万8,000円です。

項2目2児童措置費の143万1,000円は、保育所への防犯カメラ設置に係る保育所等整備事業補助金です。

予算書は12ページになります。

款4衛生費です。項1目1保健衛生総務費の666万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として、感染症の発生やまん延期において、医療機関の診療体制の維持を目的として、また感染症対策本部員や保健師等が活動時に着用することを目的に、防護服等を備蓄しておくための消耗品412万2,000円と、保健センター乳幼児健診室の空間を除菌する紫外線空間殺菌装置取付工事206万8,000円や、感染症に係る集団予防接種に備え、薬用冷蔵庫等の購入費47万5,000円です。

目3環境衛生費の168万1,000円は、漁業者が漁の作業中に引き揚げた漂流ごみの回収処分を行うための海岸漂流物改修等委託料22万円と、海岸漂流物処理委託料146万1,000円です。

目6生活排水対策事業費の417万4,000円は、農業集落排水施設の排水管の移設等に係る農業集落排水事業特別会計の繰出金です。

款5農林水産業費です。項1目6かんがい排水改良事業費の3,900万円は、県補助金の内示に伴い、計石地区農地基盤整備事業に係る換地等調整業務委託料160万円と、県が指定する17カ所の防災重点ため池に係る女島地区ほか、ため池ハザードマップ作成業務委託料3,740万円です。

項2目2林業振興費の38万7,000円は、県南地域では初めて横居木地区において、アライグマが捕獲されたことに伴い、法令などにに基づきモニタリングを実施するセンサーカメラ購入費用です。

項3目2水産業振興費の188万2,000円は、漁協田浦本所の田浦銀太刀のGIブランドや品質を維持するために劣化した製氷機の更新に係る水産業共同利用施設整備事業補助金です。

予算書は13ページになります。

款6商工費、項1目2商工業振興費は、国県支出金の財源組み替えです。

次に、款7土木費です。項2目2道路維持費の9万8,000円は、町道太田線で発生しました落石事故に係る賠償金です。

目3道路新設改良費の1,560万円は、国の交付金の増額内示がなされたこと

から、舗装調査業務委託料４６０万円と、道路舗装工事１，１００万円をそれぞれ増額するものです。

目４橋りょう維持費の８，０２０万円は、国庫補助金の名称変更に伴い、予算の組み替えを行うとともに、国から増額内示があったことから、節１２委託料においては、点検業務委託料６５０万円と、測量設計業務委託料３５０万円の、合計１，０００万円を増額。また、節１４においては、維持補修工事を７，０２０万円増額するものでございます。

款８消防費、項１目４災害対策費の１９０万円は、新型コロナウイルス感染症対策として、指定避難所に追加配備する消耗品や避難所管理備品購入に係るものでございます。

次に、款９教育費です。

予算書は１４ページになります。

項２小学校費、目１学校管理費の３，５１８万６，０００円は、大野小学校に通う障がい児のための多目的トイレ改修に係る施設修繕等工事４８８万６，０００円と、工事期間中の仮設多目的トイレ借上料４１万３，０００円、児童生徒１人１台端末を前提としたネットワーク整備に係る校内ＬＡＮ整備工事費２，９６８万９，０００円、新型コロナウイルス感染症対策として、非接触式体温計を各小学校に購入する備品購入費１９万８，０００円です。

目２教育振興費の１０万円は、佐敷小学校が食育に係る研究校の指定を受けたことから、関係費用を補正するものです。

項３中学校費、目１学校管理費の１，８２９万３，０００円は、中学校の校内ＬＡＮ整備工事費１，８１６万１，０００円と、非接触式体温計購入費１３万２，０００円です。

項４社会教育費、目４図書館費８４万５，０００円及び目１１コミュニティセンター費の１，１４２万５，０００円は、コミュニティセンターの開館に伴う施設管理運営費用です。

目９星野富弘美術館費の２万２，０００円は、新型コロナウイルス感染症対策として、非接触式体温計を購入する費用です。

項５保健体育費、目３温泉プール運営費の１０３万４，０００円は、新型コロナウイルス感染症対策として、更衣室に整備する紫外線空間殺菌装置取付工事費です。

目４学校給食施設費の５４万６，０００円は、新型コロナウイルス感染症対策で小中学校が臨時休業したことに伴い、給食が中止となり、パンや牛乳の納品業者に対し、違約金が発生しましたので、芦北町給食会に補助し、同額を県学校給食会に支払うための学校臨時休業対策費補助金です。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書は８ページになります。

款１３使用料及び手数料です。項１目７教育使用料の３万円は、コミュニティセンターの開館に見込まれる使用料です。

款１４国庫支出金です。項１目１民生費国庫負担金の７０２万９,０００円は、低所得者保険料軽減措置に係る介護保険第１号被保険者低所得者保険料軽減負担金です。

項２目１総務費国庫補助金の２,６５６万５,０００円は、小中学校のＬＡＮ整備工事費に充当する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金１,９１４万円と、住民基本台帳システム改修などに係る社会保障税番号制度システム整備費補助金７４２万５,０００円です。

目２民生費国庫補助金の１０６万３,０００円は、防犯カメラ設置に係る保育所等整備交付金９５万３,０００円と、子ども・子育て支援事業の財源組み替えに係る補助金１１万円です。

目４商工費国庫補助金の１９７万９,０００円の減額は、財源組み替えによるものです。

目５土木費国庫補助金の５,１５５万９,０００円は、橋りょうに係る国庫補助金の名称が社会資本整備総合交付金から道路メンテナンス事業補助金への変更に伴う財源組み替えで、社会資本整備総合交付金の合計５,０１１万８,０００円の減額補正と、道路メンテナンス事業補助金の９,３７７万４,０００円の補正、あわせて４,３６５万６,０００円の増額補正となったものでございます。また、道路に係る交付金が増額内示となったことから、社会資本整備総合交付金、あわせて７９０万３,０００円の増額補正を行うものです。

目６教育費国庫補助金の２,４１１万１,０００円は、小学校の非接触式体温計整備に係る学校保健特別対策事業補助金１２万６,０００円と、小学校のＬＡＮ整備工事に係る公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金１,４８４万４,０００円、中学校の非接触式体温計整備に係る学校保健特別対策事業費補助金６万１,０００円と、中学校のＬＡＮ整備工事に係る公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金９０８万円です。

目７農林水産業費国庫補助金の８８万円は、計石地区の換地整備業務に係る農業農村整備事業補助金です。

予算書は９ページになります。

款１５県支出金です。項１目１民生費県負担金の３５１万４,０００円は、低所得者保険料軽減措置に係る介護保険第１号被保険者低所得者保険料軽減負担金です。

項2目2民生費県補助金の1,000円は、障がい児放課後デイサービス利用者扶助費に係る障がい児総合支援事業費補助金です。

目3衛生費県補助金の168万円は、海岸漂流物回収処分委託料に係る海岸漂着物等地域対策推進事業補助金です。

目4農林水産業費県補助金の3,759万3,000円は、ため池ハザードマップ作成業務に係る農業水路等長寿命化防災減災事業補助金3,740万円と、アライグマモニタリングに係るアライグマ防除体制強化事業補助金19万3,000円です。

目5商工費県補助金の296万8,000円は、財源組み替えによるものです。

目8教育費県補助金の10万円は、研究校指定に伴う学校体育健康教育関係研究推進校補助金です。

款17項1目1寄附金の10万円は、新型コロナウイルス感染症対策において、子どもたちのために役立ててほしいと寄附があったものです。保健センターの乳幼児健診室の紫外線空間殺菌装置取付工事に充当をいたしております。

次に、款18繰入金です。目8ふるさと応援寄附金基金繰入金の173万円は、カンボジア学校建設寄附金に係る基金繰入金です。

目12財政調整基金繰入金の1,500万円は、新型コロナウイルス感染症対策の町単独事業分と、小中学校のLAN整備工事の町支出に充当しております。

予算書10ページになります。

款19繰越金は、最後に説明いたします。

款20諸収入です。項4目2雑入の260万7,000円は、小田浦1、2、3、4地区が実施しますコミュニティ活動のための備品整備に係る自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金210万円と、町道落石事故賠償金に係る全国町村会総合賠償補償保険金9万8,000円、学校臨時休業に伴い給食が中止となり、支出する補助金に対する学校臨時休業対策費助成金40万9,000円です。

款21町債です。項1目5土木債の3,520万円は、社会資本整備総合交付金などの増額に伴い、事業費が増額したことから、町債が増額となったものでございます。道路整備事業債520万円と橋りょう整備事業債の3,000万円でございます。

最後に、款19繰越金です。歳入歳出に対する不足額3,877万2,000円に対し、前年度繰越金を充当するものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

第2表、地方債補正について説明いたします。変更としまして、道路整備事業を520万円増額し1億1,960万円に、橋りょう整備事業を3,000万円増額し

4,880万円とするものです。利率と償還方法等については、記載のとおりでございます。

なお、16ページに地方債の現在高の見込み額に関する調書を添付いたしております。

以上で、一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。平松君。

○11番（平松洋一君） 14ページの教育費についてお尋ねをいたします。

校内LAN整備工事、それぞれ小学校・中学校予算化されております。これに絡んでお尋ねをいたします。3月から5月まで、小学校・中学校休校になり、子どもたちは大変な思いをしたなというふうに思っております。そういう中で、新聞等ではオンライン授業だとかで脚光を浴びている市町村もありましたし、我が町ではそこまでいってなかったなというふうに判断をしておりますが、今回このようなLAN工事が行われるわけございまして、小学校・中学校で各家庭のネットワークの環境を調査をされていると思いますが、今、芦北町はどのような実態なのか、もし調査されていれば、その実態をお聞かせいただきたい。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

小学校におきましては約80%、それから中学校におきましては約90%の家庭で使えるというような報告となっております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 等しく、一律教育というのはせにやいかんわけですが、この8割、小学校・中学校、かなり高いんですが、残りのあれについては補てんをしたり、そういう整備をしてやるという考えでおられるわけでしょう。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） この未設置の家庭につきましては、今後、御意見を参考にさせていただきながら、検討をさせていただきたいと思うところでございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに。平松君。

○11番（平松洋一君） これはもうお願いです。もう精一杯、そういう環境については整えて子どもたちの教育環境の整備を図って、是非子どもたちの質を上げていただきたいと、これが一番願ひかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありますか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 歳出の中で、13ページです。款8の目4でございますけども、備品購入ということで避難所管理備品、これはコロナ対策も含めての備品を購入されるわけですが、やはりもう梅雨に入りまして、豪雨等の予測がされます。あと、台風、地震等も予期される可能性が大でありまして、この整備の備品の内容、今5カ所ですかね、避難所として設定してあるところは、そこだけなのか、ちょっと具体的にお願いしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 福田総務課長。

○総務課長（福田貴司君） 備品購入費につきましては、指定避難所管理備品ということで計上しております。まず、避難所におきまして、ミスト付きの業務用扇風機を3カ所、地域活性化センター、交流センター、きずなの里に設置します。これはいわゆる広い避難所の部分に当たります。板張りの部分になる部分になりますけれども、ここでは換気を主にできる大きい扇風機、さらにミスト付きということで熱中症対策にも併せて効果を得られるということで、ミスト付きの業務用扇風機を合計9台購入する予定でございます。さらに、空気清浄機を7台設置する予定でございます。これは避難所内にあります和室相当の部分に設置する予定でありまして、大野、吉尾、田浦、佐敷、湯浦、主要5カ所の避難所にそれぞれ必要な台数を設置するものでありまして、合計では7台購入し設置する予定で、空気の浄化、そういう熱中症対策も含めたところで、今回、合計170万円を計上させていただきました。以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） やっぱこのコロナの問題で、避難所に対する対策がよく町民から、どうされるんだろうかと聞かれますので、今、具体的に聞いたわけでありまして。万全を期して、密室という、密集については、段ボールとかいろいろ区切りをするというようなこともテレビ報道なされていますが、今後そういうことも考えられると思いますので、答弁は要りませんけれども、そういう対策のほうも具体的に協議していただければと思います。

2点目に、教育費関係の目11のコミュニティセンターの中で、子ども広場講師謝金というのがありますが、私どもの文教の所管でもありますので、付託事件の中でこのほうはもう全然考えてなかったものですから、どういう講師を呼ばれて、何回ぐらいされるのかというのをお願いしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 志水コミュニティセンター課長。

○コミュニティセンター課長（志水哲治君） お答えいたします。

子どもの広場の講師謝金につきましては、木工教室、竹細工教室、あと子ども向けの音楽会、それと人形劇等を計画をしております。木工教室、竹細工教室につい

ては、町内におられます先生をお願いしたい。それと、音楽会につきましては、水俣の演奏家協会のほうに、平尾雅述さんという元中学校の先生がおられます。こういった方たちに御相談をしていきたいと思っております。それと、人形劇につきましては、県内にピエロク一座という各幼稚園、保育所あたりを回りながら、子ども向けの人形劇をされておる劇団がございます。そういったところをお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第10 議案第33号 令和2年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第10、議案第33号「令和2年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 議案第33号、令和2年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ236万5,000円を追加し、総額を23億1,436万5,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

予算書の7ページになります。

款4地域支援事業費、項2目1一般介護予防事業費の236万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として、転倒骨折予防事業を休止した影響で、高齢者の筋力低下等が危惧されることから、早期の筋力回復、健康増進、自立支援強化を効率的に実施するため、新たに健康器具の導入を行うため、委託料を増額するものです。

次に、歳入につきましては、6 ページになります。

款1 保険料、項1 目1 第1 号被保険者保険料の1,405万8,000円の減額及び款7 繰入金の1,405万8,000円の増額は、消費税増に伴う第1 号被保険者低所得者保険料軽減完全実施に伴うものです。

款8 繰越金236万5,000円は、前年度繰越金を先ほど説明いたしました転倒骨折予防事業に充当するものです。

以上で、介護保険事業特別会計補正予算（第1 号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第11 議案第34号 令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第11、議案第34号「令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 議案第34号、令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ777万4,000円を追加し、総額を2億3,877万4,000円とするものです。また、第2条で地方債補正を計上しております。

歳出から御説明いたします。

予算書の9ページになります。

款1 農業集落排水事業費、項2 目2 芦北地区農業集落排水施設管理費の777万4,000円は、熊本県が民間企業へ用地を売却したことに伴い、敷地内に専用と

して埋設していた排水管の移設が必要となつてためのものでございます。

節10 需用費、修繕料の254万9,000円は、移設に伴う個人住宅3戸分と、民間アパート分の排水管本管へのつなぎ込み修繕費でございます。

節12 委託料105万5,000円は、排水管布設に伴う測量設計委託料41万6,000円と、新たに本管へつなぎこむための用地が必要となるための登記委託料63万9,000円です。

節14 工事請負費369万円は、つなぎ込みにより増加する汚水量を処理対応できる管口径に布設替えするものでございます。

節16 公有財産購入費48万円は、新たに必要となつた用地取得分です。

次に、歳入につきましては、8ページになります。

款4 繰入金、目1 一般会計繰入金417万4,000円と、款5 町債、目1 環境衛生債360万円は、先ほど説明しました歳出777万4,000円に充当するものです。

次に、予算書は4ページになります。

第2表、地方債補正について御説明いたします。農業集落排水施設更新業務を750万円から360万円増額し、1,110万円とするものです。利率や償還方法等は、表に記載のとおりです。

なお、予算書10ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

以上で、芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 議会の運営のことについて、議長にお尋ねいたします。

先ほど、川尻議員の発言に対しての取り消しがあつたわけですがございますけれども、どうもこの議員必携を見てみますと、その取り消しの対象になっていないようでございます。議長の職権により発言取り消し、議員の発言の中に他人の私生活にわた

るような発言、あるいは議会を侮辱するような発言など、不穏と不適當と認める発言があった場合、議長は発言者に発言の取り消しを命ずることができるとなっております。あくまでも議会に対しての発言でございまして、執行部に対しての発言に対しての問題ではないようでございます。そこらを議長としてどうお考えなのか。

○議長（宮尾秀行君）　しばらく休憩します。

議会運営委員会を開催いたします。

-----○-----

休憩　午前 11 時 08 分

再開　午後　1 時 00 分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 11 の杉本課長の説明は終わっておりましたので、質疑から再開をいたしたいと思います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから議案第 34 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第 34 号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第 12　議案第 35 号　芦北町総合コミュニティセンター条例の制定について

第 13　議案第 36 号　芦北町子どもの広場条例の制定について

第 14　議案第 37 号　芦北町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

第 15　議案第 38 号　芦北町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君）　日程第 12、議案第 35 号「芦北町総合コミュニティセンター条例の制定について」から日程第 15、議案第 38 号「芦北町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」までは、議会運営委員会の答申に基づき一括議題とします。

それでは、定例会初日に文教厚生常任委員会に審査を付託しましたので、委員長

に審査結果の報告を求めます。

質疑は、委員長報告が終了した後、一括して行います。

林田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（林田耀宏君） 文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました議案第35号、芦北町総合コミュニティセンター条例の制定についてから、議案第38号、芦北町立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてまでの、条例4議案について審査の結果を報告いたします。

議案第35号、芦北町総合コミュニティセンター条例の制定についてにつきましては、芦北町総合コミュニティセンターの設置に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき制定するものとの説明がありました。

第1条で設置について規定されており、以下、第2条で名称及び位置を、第3条で職員、第4条で芦北町教育委員会規則への委任を規定しております。

また、施行日については、期日が現時点では断定できないため、附則として、この条例は令和3年3月31日までの間において、芦北町教育委員会規則で定める日から施行するとなっております。

主な質疑として、第3条で職員の配置について記述しているが、職員全体の配置はどうなっているのかとの質疑に対し、公民館係2名、図書館係2名、子どもふれあい交流係1名、加えて会計年度任用職員がそれぞれ1名、3名、3名及び課長の計13名であるとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第35号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、芦北町子どもの広場条例の制定についてにつきましては、芦北町総合コミュニティセンターへ設置される子どもの広場について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき制定するものとの説明がありました。

第1条で設置目的を、第2条で名称及び位置を、第3条で施設の管理を、第4条で利用者の遵守事項を、第5条で特別の設備の制限を、第6条で損害賠償義務を、第7条で芦北町教育委員会規則への委任を規定しています。

また、施行日については、議案第35条と同様となっております。

主な質疑として、利用者がケガなどをした場合の賠償はどうなっているのかとの質疑に対して、町が加入する総合賠償補償保険制度が適用されるとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第36号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第３７号、芦北町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、芦北町総合コミュニティセンターの新設に伴って、芦北町立中央公民館および芦北町立公民館佐敷分館が同施設内へ併設されることから、所要の改正を行うとの説明がありました。改正内容は、所在地の改正及び使用料の改正です。

主な質疑として、使用料は何が変わったのかとの質疑に対し、従来は午前・午後・夜間と、料金区分は３区分だったが、それを時間単位に変更するものとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第３７号については、全会一致で議案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第３８号、芦北町立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、芦北町総合コミュニティセンター新設に伴って、町立図書館が同施設内へ併設されることから、所要の改正を行うものとの説明がありました。

改正内容は、当施設の所在地及び損害賠償の対象を明確にするものです。

主な質疑として、第６条の改正内容について、詳細な説明をとの質疑に対し、損害賠償に図書館資料への損傷、滅失も対象となることを明記するものとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第３８号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案第３５号、芦北町総合コミュニティセンター条例の制定についてから議案第３８号、芦北町立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてまでの審査結果の報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから日程第１２、議案第３５号から、日程第１５、議案第３８号までを順次討論を行い、採決します。

日程第１２、議案第３５号、芦北町総合コミュニティセンター条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第３５号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３５号は原案のとおり可決しました。

日程第１３、議案第３６号、芦北町子どもの広場条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第３６号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３６号は原案のとおり可決しました。

日程第１４、議案第３７号、芦北町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第３７号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３７号は原案のとおり可決しました。

日程第１５、議案第３８号、芦北町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第３８号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３８号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第16 議案第39号 芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第16、議案第39号「芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。元山税務課長。

○税務課長（元山俊治君） 議案第39号、芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う地方税法等の改正によるものです。

主な改正点は、固定資産税、軽自動車税、個人町民税関係でございます。

まず、固定資産税関係です。条文は1ページ上段、附則第10条です。これは中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置で、前年の同期間と比べて収入が50%以上減少していれば全額、30%以上減少していれば2分の1に軽減されます。

次に、軽自動車税関係です。条文は1ページ中段、附則第15条の2です。これは環境性能割の税率の1%軽減が、令和3年3月31日まで6カ月間延長となるものです。

次に、徴収猶予の特例です。条文は1ページ中段、附則第24条です。この特例は町税全般に係るもので、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一定期間において収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間納付を猶予する特例でございます。

次に、個人町民税関係です。条文は1ページ下段、附則第25条です。これは中止などされたイベントの入場料金等の払戻請求権を放棄した場合、寄附金控除とみなされるものです。

2ページ、附則第26条は、住宅ローン控除の適用要件の弾力化による適用期間の延長です。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第３９号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３９号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第１７ 議案第４０号 芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第１７、議案第４０号「芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田渕住民生活課長。

○住民生活課長（田渕耕一君） 議案第４０号、芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、現在、住民基本台帳に記載されております氏名に加え、旧姓での印鑑登録が可能になるもので、旧姓での登録ができるのは住民票、マイナンバーカードへ旧姓併記をされている方が対象となります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第４０号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４０号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第 18 議案第 4 1 号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 18、議案第 4 1 号「芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 議案第 4 1 号、芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、マイナンバーの通知方法が通知カードから個人番号通知書へ変更されるため、別表 1 に規定されている通知カードの再交付手数料を削るものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 1 号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第 19 議案第 4 2 号 芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 19、議案第 4 2 号「芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を

議題とします。

本案について、説明を求めます。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 議案第４２号、芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、放課後児童支援員について、保育士等の資格を有し、都道府県または指定都市の長が行う研修、放課後児童支援員認定資格研修を修了したものでなければならないとされていましたが、中核市の長も研修を実施できることとされたことに伴いまして、放課後児童支援員の規定に追加するものでございます。

附則としまして、この条例は公布日が施行日になります。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第４２号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４２号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２０ 議案第４３号 芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第２０、議案第４３号「芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 議案第４３号、芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うもの

です。

改正の内容は、第1号被保険者保険料の減額賦課については、令和元年10月からの消費税率引き上げに伴い、令和元年度においては完全実施までの2分の1の減額幅の基準が定められていましたが、令和2年度からは消費税率引き上げの年間を通しての実施に伴い、保険料軽減を完全実施することとなるため、保険料の第1段階から第3段階の減額賦課に係る減額幅が改正されたことによる条例の一部改正となります。

附則としまして、この条例は公布日から施行し、4月1日から適用するものです。
経過措置としまして、令和元年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例によるものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第21 議案第44号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第21、議案第44号「芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 議案第44号、芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

記載の広瀬団地につきましては、築55年が経過しております。平成30年10月と令和元年6月に2件の退去者があり、空き家となりましたので、周辺に対する安全性等を考慮し、取り壊すために、条例の一部を改正するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第４４号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４４号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２２ 議案第４５号 工事請負契約の変更について

○議長（宮尾秀行君） 日程第２２、議案第４５号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 議案第４５号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

令和元年９月２日に議決いただきました町道射場芦北線、国道３号交差点ほか道路新設改良工事のうち、契約金額９，１８５万円を８，６５９万３，４１７円に変更するものです。

本工事は、当初、町道及び国道３号を含めた交差点に係る道路改良工事を予定しておりました。しかし、国土交通省との協議の結果、国道３号車道に係る舗装工事は、管理者である国土交通省が施工することとなったため、国道３号車道の舗装工事に係る工事費用を減額し、契約金額の変更を行うものです。

なお、変更契約に伴う工期の変更はありません。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第４５号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４５号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２３ 議案第４６号 建設工事委託に係る協定の変更について

○議長（宮尾秀行君） 日程第２３、議案第４６号「建設工事委託に係る協定の変更について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 議案第４６号、建設工事委託に係る協定の変更について御説明申し上げます。

令和元年６月２１日に議決いただきました、建設工事委託に係る協定のうち、協定金額１億１,６２６万４,０００円を１億１,３４３万７,６６３円に変更するものです。

本協定は、町道射場芦北線道路新設改良事業に係る平生踏切拡幅工事について、入札から施工までを肥薩おれんじ鉄道株式会社に委託しているものであります。

変更の主な理由は、工事入札において発生した入札残額について減額するものです。

なお、変更協定に伴う工期の変更はありません。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第４６号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４６号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第２４ 議案第４７号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第２４、議案第４７号「和解及び損害賠償額の決定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 議案第４７号、和解及び損害賠償額の決定について御説明申し上げます。

令和元年１２月２日、町道太田線で法面上部からの落石により発生した事故に関し、次の者と芦北町との間に、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解するものです。

本事故は、国家賠償法第２条第１項の規定により、町に損害賠償責任が生じることから、地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定に基づき、和解及び損害賠償額の決定について、議会の議決を求めるものです。

和解の相手方、芦北町大字田浦町４３１番地６、橋本優。損害賠償の額、９万７,８８９円。

和解事項といたしまして、当事者双方は、今後、本件に関して一切の異議及び請求の申し立てをしないこととしています。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第４７号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４７号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

[議案配付]

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

第２５ 同意第１号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（宮尾秀行君） 日程第２５、同意第１号「農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 同意第１号、農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

芦北町農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

同意をお願いする方々は、お手元の議案書に記載しておりますように、塚本壽、井川輝征、告宮幸一、田口昭広、片山幸弘、寺本眞理子、山田和治、小島政文、尾上春樹、道園浩二、中川光春、以上、１１名の方々です。

この件につきましては、令和２年７月１９日に任期満了となるものでございまして、農業委員会委員の任命は、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を得る必要がありますので、本案を提出するものです。

農業委員会委員の募集につきましては、本年１月から３月にかけて、団体、個人からの推薦、または本人から応募の方法による委員の公募を行い、その結果、１２名の推薦・応募がありました。推選・応募いただいた１２名の方々について、芦北町農業委員会委員候補者評価委員会に評価を求めた結果、委員定数であります１１名の方が適任ということで報告がっております。

これを踏まえて、今回提案するものです。よろしく願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

それでは、まず同意第１号中、寺本眞理子氏を除く１０名について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから寺本眞理子氏を除く１０名について、討論を行います。討論はありません

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号の11名中、寺本眞理子氏を除く10名について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号の11名中、寺本眞理子氏を除く10名は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、寺本修一君の退場を求めます。

〔「寺本修一議員 退場」〕

○議長（宮尾秀行君） それでは、同意第1号中の寺本眞理子氏について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから寺本眞理子氏について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号の11名中、寺本眞理子氏について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号の11名中、寺本眞理子氏は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、寺本修一君の入場を認めます。

〔「寺本修一議員 入場」〕

○議長（宮尾秀行君） しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時32分

再開 午後1時32分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 会議を再開します。

-----○-----

第26 請願第1号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願について

第 2 7 陳情第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 2 1 年度政府予算に係る意見書提出の要請について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 2 6、請願第 1 号「家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願について」から日程第 2 7、陳情第 1 号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 2 1 年度政府予算に係る意見書提出の要請について」までは、議会運営委員会の答申に基づき一括議題とします。

それでは、定例会初日に文教厚生常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

質疑は、委員長報告が終了した後、一括して行います。

林田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（林田耀宏君） 文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました請願第 1 号、家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願及び陳情第 1 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 2 1 年度政府予算に係る意見書提出の要請についての審査結果を報告いたします。

請願第 1 号につきましては、今日の核家族化の進行、地域社会の絆の希薄化などが原因となって引き起こされる過保護・過干渉・放任などの家庭教育力低下が強く指摘されるようになったことなどから、国に対し家庭教育支援法の制定を求める意見書の提出を求めるものです。

紹介議員である白坂議員及び提出者に説明のため出席を求め、審査を行いました。

委員からは、家庭教育力の低下が強く指摘される中、家庭教育を充実させるために、行政からのより良い積極的な家庭教育への応援体制が必要であるなどの意見が出されました。

質疑終了後は、討論もなく、採決の結果、願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第 1 号について報告いたします。

陳情第 1 号につきましては、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備として、計画的な教職員定数改善を推進すること、及び教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、国に対し、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 へ復元するための政府予算に係る意見書の提出を求めるものです。

本件は、平成 3 0 年度に採択し、国へ意見書を提出しており、これも踏まえ、審査をいたしました。

本件に関しては、委員から、平成30年度に採択されており、今回は議長預かりでもよいのではとの意見も出ましたが、不十分である教職員定数を改善するため、再度提出するべきだとの意見が出ました。

その後は討論もなく、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 文教厚生委員長にお聞きします。

請願第1号、家庭教育支援法の制定を求める意見書提出について、今の報告の中段、半ばから、委員からは、家庭教育力の低下が強く指摘される中、家庭教育を充実させるために、行政からのより積極的な家庭教育への応援体制が必要であるなどと意見が出されたと報告されましたが、などということは、ほかにもあったと察します。この家庭教育支援法がどういうものなのか議論はありましたか。また、問題点などはなかったのですか、もう少し詳しく、このなどの部分を教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 林田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（林田耀宏君） 坂本議員の質問にお答えします。

まず、議論についてですが、ほかの意見として、悪いものではないから採択すべきである、またこれは家庭教育の基本であるなどとの意見が出ました。

家庭教育支援法についての議論はありませんでした。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから日程第26、請願第1号から日程第27、陳情第1号までを順次討論を行い、採決します。

日程第26、請願第1号、家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願について、討論はありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 請願第1号、家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する請願に対し、反対の立場から討論を行います。

家庭教育支援法の制定を求める意見書案には、教育基本法第10条の父母及びその他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者と位置づけ、また国及び地方公共団体は、家庭教育を支援するために必要な施策を講じるよう努めなければならないと規定しており、これらを踏まえ、政府に家庭教育支援法の制定を求め

ています。

教育基本法第10条を踏まえ、制定を求めている家庭教育支援法は、国が設定した家庭教育のあるべき姿を国民に徹底する仕組みを可能とするものです。愛国心や公共心、規範意識といった、国にとって都合のいい価値観を生活のために必要な習慣として子どもに身につけさせることが保護者の第一義的責任として、国が地方公共団体を通じて支援の名のもとに、全国一律に保護者や子どもに押し付ける危険性があり、憲法の第8章、地方自治の原則に反します。家庭に支援という名のもとに、国の公権力の介入が許されれば、介入の対象はすべての家庭であり、日常の子育てです。子育ては、親の生き方の問題であり、親の思想の問題です。日々、どう生きるかを模索し、実行していく営みです。

このような日常の子育ては、公権力を介入して、全国一律とすることが最も馴染みません。どんな子育てをするかは、それぞれの親の考えによるもので、国が口出しすべきものではありません。国が個人の精神生活でもある子育てや家庭生活に介入することは、国民への思想的介入であり、憲法19条、思想及び良心の自由はこれを侵してはならないを奪うものであり、憲法98条、この憲法は国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しないにも反するものです。

戦後の日本は、憲法前文で、政府の行為によって再び戦争を起させないことを決意し、憲法9条に戦争の放棄を明記しました。戦前、家庭に介入した教育の間違いであったことを骨身にしみて学んだはずです。愚かにも、それをなかったことにして、同じ間違いを繰り返そうとするのでしょうか。歴史に学ばない者は、自分も他人も不幸にします。国のやるべきことは、本当に子どもたちに未来を保障するのであれば、みんなに自由な精神生活と、健康で安全な生活を保障しなければなりません。そのためには、ひもじい思いをする子どもなど存在させてはなりません。好きなだけ勉強もできる環境を整えるべきです。個人として尊重し、多様な考えを大切にする、このような意味での安心できる教育環境整備であり、親子の精神生活の介入ではありません。税金もそのような施策にこそ使うべきです。

以上の理由で、請願第1号、家庭教育支援法の制定を求める意見書の提出には反対します。

○議長（宮尾秀行君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 今の坂本議員の発言につきまして、逆の立場から、賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

家庭教育は、教育の原点というようなことで、親子、家庭の中で過ごす時間は、どこの何よりも多いわけございまして、まさに家庭教育が教育の原点ではなかる

うかと思っております。

今の発言につきましては、政治的あるいは特化した意見ではなかろうかと思っておりますので、坂本議員の発言に対して反対の意見を述べさせていただきました。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに討論はありませんか。

しばらくお待ちください。坂本君。

○４番（坂本 登君） 反対討論・賛成討論は、この議案に対しての賛成・反対であって、その賛否を各議員に問うものです。私の言った発言に対しての賛成・反対ではないと思いますので、今のはいかなものかと思います。

○議長（宮尾秀行君） 今の寺本順一議員の賛成討論は正当なものだと思います。

これから請願第１号を採決します。

お諮りします。委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議がありますので、起立によって採決します。

委員長報告のとおり、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮尾秀行君） 起立多数です。したがって、請願第１号は採択することに決定しました。

日程第２７、陳情第１号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、２０２１年度政府予算に係る意見書提出の要請について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから陳情第１号を採決します。

お諮りします。委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第１号は採択することに決定しました。

—————○—————

第２８ 議員派遣の件

○議長（宮尾秀行君） 日程第２８「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第１００条及び会議規則第

125条の規定により、議席に配付のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について、変更を生じる場合には、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任とすることに決定しました。

—————○—————

第29 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第30 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第31 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第32 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第33 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮尾秀行君） 日程第29から日程第33までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） ここで、議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 議員からの発議の提出があっております。

お諮りします。ただいま配付しました発議第2号から発議第5号までの4件を日

程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 4 とし、議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり、発議第 2 号から発議第 5 号までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第 1 発議第 2 号 芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

追加日程第 2 発議第 3 号 芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 追加日程第 1、発議第 2 号「芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」から追加日程第 2、発議第 3 号「芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」までは、会議規則第 36 条の規定により一括議題としたいと思います。

それでは、本案について、説明を求めます。

質疑は、説明が終了した後、一括して行います。元山君。

○10番（元山秀志君） 発議第 2 号、提出者、芦北町議会議員、元山秀志、賛成者、芦北町議会議員、白坂康浩、芦北町議会議員、宮内道則、芦北町議会議員、林田耀宏。

芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、別紙のとおり、芦北町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

改正内容について御説明いたします。

第 122 条は、会議録に記載する事項について規定したものです。この度の改正は、会議録の作成について、電磁的記録ができるよう改め、また会議録の配布及び会議録に記載または記録しない事項について、新たに追加するものです。

提案理由は、記載のとおりです。

なお、本案は公布のときから施行するものです。

次に、発議第 3 号、提出者、芦北町議会議員、元山秀志、賛成者、芦北町議会議員、白坂康浩、芦北町議会議員、宮内道則、芦北町議会議員、林田耀宏。

芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり、芦北町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

改正内容について御説明いたします。

第 12 条第 1 項には、委員長及び副委員長の辞任について、第 2 項では常任委員、議会運営委員及び特別委員の辞任について規定してあります。

この度の改正は、常任委員の辞任についても、議会運営委員や特別委員と同様の取り扱いとするよう改めるものです。

提案理由については、記載のとおりです。

なお、本案は公布のときから施行するものです。

議員各位におかれましては、御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから追加日程第1、発議第2号から追加日程第2、発議第3号までを、順次討論を行い採決します。

追加日程第1、発議第2号、芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり決定しました。

追加日程第2、発議第3号、芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり決定しました。

—————○—————

追加日程第3 発議第4号 家庭教育支援法の制定を求める意見書について

追加日程第4 発議第5号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

○議長（宮尾秀行君） 追加日程第3、発議第4号「家庭教育支援法の制定を求める意見書について」から追加日程第4、発議第5号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について」までは、会議規則第36条の規定により一括議題にしたいと思います。

それでは、本案について、説明を求めます。

質疑は、説明が終了した後、一括して行います。林田君。

○3番（林田燿宏君） 発議第4号、提出者、芦北町議会議員、林田燿宏、賛成者、芦北町議会議員、白坂康浩、芦北町議会議員、宮内道則。

家庭教育支援法の制定を求める意見書を、別紙のとおり、芦北町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由について説明します。

今日の核家族化の進行、地域社会の絆の希薄化などが原因となって引き起こされている過保護・過干渉・放任などの家庭教育力低下が強く指摘されるようになったことなどから、国に対し、より積極的な家庭教育への応援体制を講じるための意見書を提出するものです。

次に、発議第5号、提出者、芦北町議会議員、林田燿宏、賛成者、芦北町議会議員、白坂康浩、芦北町議会議員、宮内道則。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を、別紙のとおり、芦北町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由について説明します。

学校現場に起こる課題が複雑化・困難化する中で、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠で、教職員定数改善などの施策が最重要課題となっており、また義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政が圧迫されているとともに、自治体間の教育格差が生じていることから、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充について、適正な措置を講じるための意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから追加日程第3、発議第4号から追加日程第4、発議第5号までを、順次討論を行い採決します。

追加日程第3、発議第4号、家庭教育支援法の制定を求める意見書について、討論ありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） まず、原案に反対者の意見を許します。坂本君。

○4番（坂本 登君） 発議第4号、家庭教育支援法の制定を求める意見書について。

先ほども詳しく述べましたので、詳細については略しますが、この支援法は国にとって都合のいい価値観を国が地方公共団体を通じて支援の名のもとに全国一律に保護者や子どもに押し付ける危険性があり、憲法の第8章、地方自治の原則に反すると思います。

よって、発議第4号、家庭教育支援法の制定を求める意見書については、反対です。

そして、私の発言に対する賛成・反対ではなくて、家庭教育支援法がいかに素晴らしいかという賛成討論をよければお願いしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 次に、原案に賛成者の意見を許します。寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 坂本議員の反対の意見に対して、賛成の意見を述べさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 今のは言葉の綾で、坂本君の反対討論に対しての意見だから、寺本順一君の話は正当です。はい。続けてください。寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 今のは、坂本議員に対しての意見に対しての反対ですので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、一応家庭教育というのは非常に今重要な時代に差し掛かっております。一応政治に特化することなく、家庭の必要性というものを十分に認識した上で、今後、家庭教育に力を入れるべきだろうと思っておりますので、賛成の意見を述べさせていただきました。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。坂本君の意見に反対ということは、この発議に対しての賛成でありますので、言葉の綾ではありますけれども、寺本順一君の賛成討論は正当であります。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮尾秀行君） 起立多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり決定しました。

追加日程第4、発議第5号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり決定しました。

ここでしばらく休憩します。

再開の時間は、事務局のほうから連絡をいたします。

—————○—————

休憩 午後2時02分

再開 午後3時00分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ここで、意見調整のため、しばらく休憩をいたします。

3時15分より再開します。

—————○—————

休憩 午後3時01分

再開 午後3時29分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本日、開会冒頭で、先の川尻君の一般質問での発言取り消しに関する件であります。休憩中、協議した結果、「・・・・・・」という部分を削除することを了解されました。また、職権で発言取り消しをしたことは、撤回をいたし、今後も適正な議会運営をいたします。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和２年第３回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦勞様でした。

―――○―――

閉会 午後３時３０分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員